
産業競争力強化法における事業適応計画について

はじめに

産業競争力強化法では、産業競争力の強化に関する施策として
産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置を講ずる
こととしており、その一環として**事業適応の円滑化**を図ることとしています。

これは、昨今の産業構造や国際的な競争条件の変化を踏まえ、
その事業の変更を通じ、**我が国事業者の生産性の向上・需要の開拓**
を目指すものです。

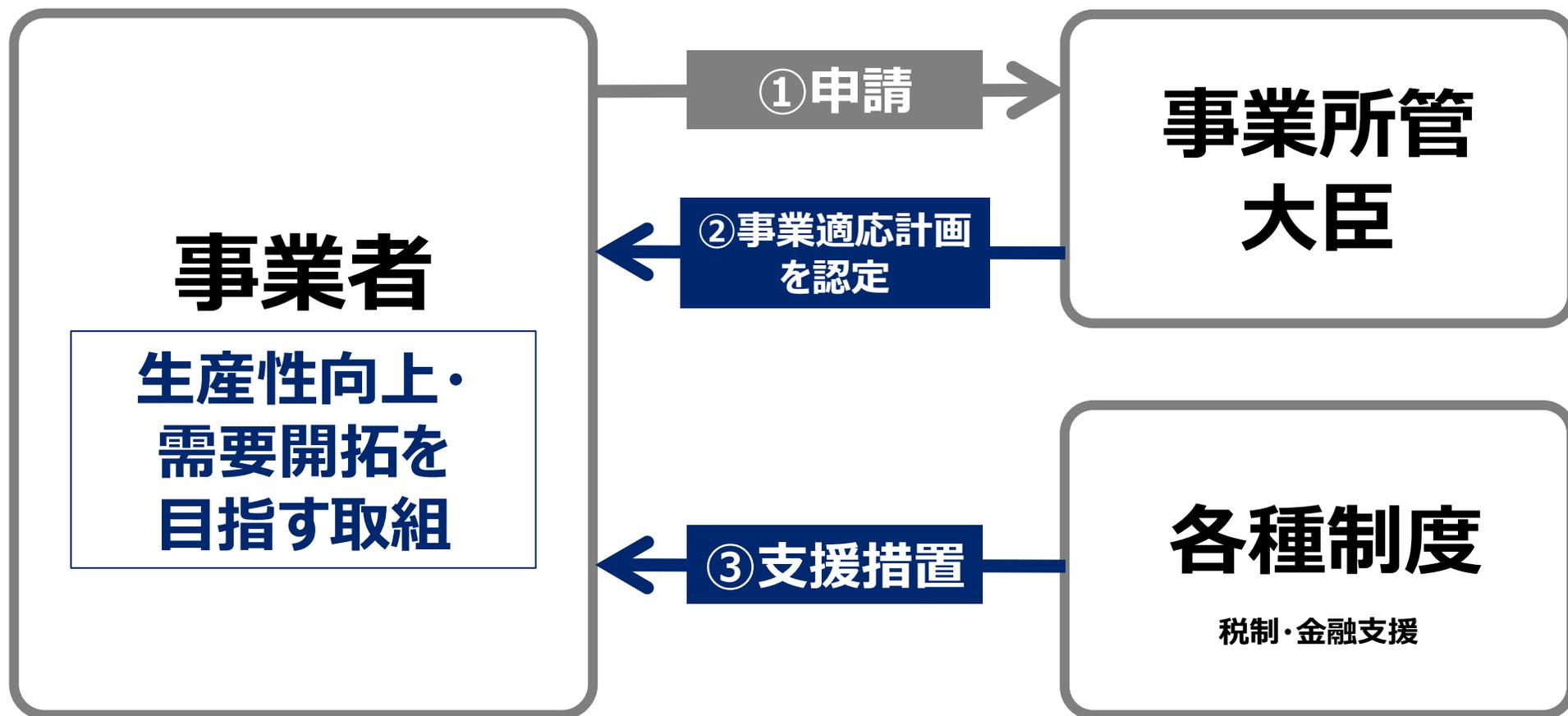


アジェンダ

1. **事業適応計画について**
2. 支援措置について
 - 2-1. 成長発展事業適応と繰越欠損金の課税の特例措置について
 - 2-2. 情報技術事業適応とDX投資促進税制について
 - 2-3. エネルギー利用環境負荷低減事業適応とCN投資促進税制・利子補給について
3. スケジュール等について
4. QA

制度の概要

- 事業適応計画の申請・認定に関するフロー、認定を受けた事業適応計画に従って実施する生産性向上・需要開拓を目指す取組に対する支援措置の全体像は次のとおり。



事業適応の定義・取組のイメージ

□「事業適応」は、現下の事業環境の変化を踏まえ、3つの類型が存在し、定義は次のとおり。

①成長発展事業適応

- ・ポストコロナに向け厳しい経営環境の中で赤字でも努力を惜まず、**カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション、事業再構築・再編等に向けた投資**を行い、**経営改革に果敢に取り組むこと。**



<取組例>

飲食チェーンを営む企業がコロナ禍で業績が悪化。商品を自動判別・自動精算する無人店舗技術を持つ企業に出資し、対面を前提としない店舗開発により生産性を向上。

②情報技術事業適応

- ・デジタル技術の革新により世界で破壊的なイノベーションが起きていることを踏まえ、こうしたDigital Disruptionの動きに対応していくべく、**デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革（DX）に取り組むこと。**



<取組例>

次世代ネットスーパーやスマートストア事業に着手。顧客データを活用した販促情報の提供や無人決済の実現により顧客利便性を向上。

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

- ・気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速。こうした潮流に対応し2050年カーボンニュートラルを実現すべく、**脱炭素化効果が高い製品の普及や生産工程等の脱炭素化に取り組むこと。**



<取組例>

よりCO₂を排出せずに収益を伸ばすべく事業転換に着手。再エネ電力への切り替えにより脱炭素化を進めつつ、生産設備の刷新により付加価値を向上。

<産業競争力強化法（抄）（事業適応の定義）>

12 この法律において「事業適応」とは、事業者が、**産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓すること**を目指して行うその事業の全部又は一部の変更（取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 **予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの**
- 二 **情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの**
- 三 **エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの**

【参考】事業適応の実施に関する指針（実施指針）における定義①

○事業適応の実施に関する指針（抄）

2 事業適応の内容に関する事項

一 事業適応の定義に関する事項

イ・ロ （略）

ハ 予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの

法第二条第十二項第一号の予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うものとは、次のいずれにも該当するものをいうものとする。

① 次に掲げるいずれかの行為類型に該当すること。

- (1) 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の一パーセント以上となることが見込まれるものであること。
- (2) 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。
- (3) 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品若しくは役務の提供に係る販売費及び一般管理費又は当該商品若しくは役務の売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

② 次に掲げるいずれかの投資を行うものであること。

- (1) 研究開発投資
- (2) 固定資産投資（有形・無形）
- (3) 企業の合併、買収その他戦略的取組への出資
- (4) 人的投資
- (5) 構造改革投資

【参考】事業適応の実施に関する指針（実施指針）における定義②

二 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの

法第二条第十二項第二号の情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うものとは、次のいずれにも該当するものをいうものとする。

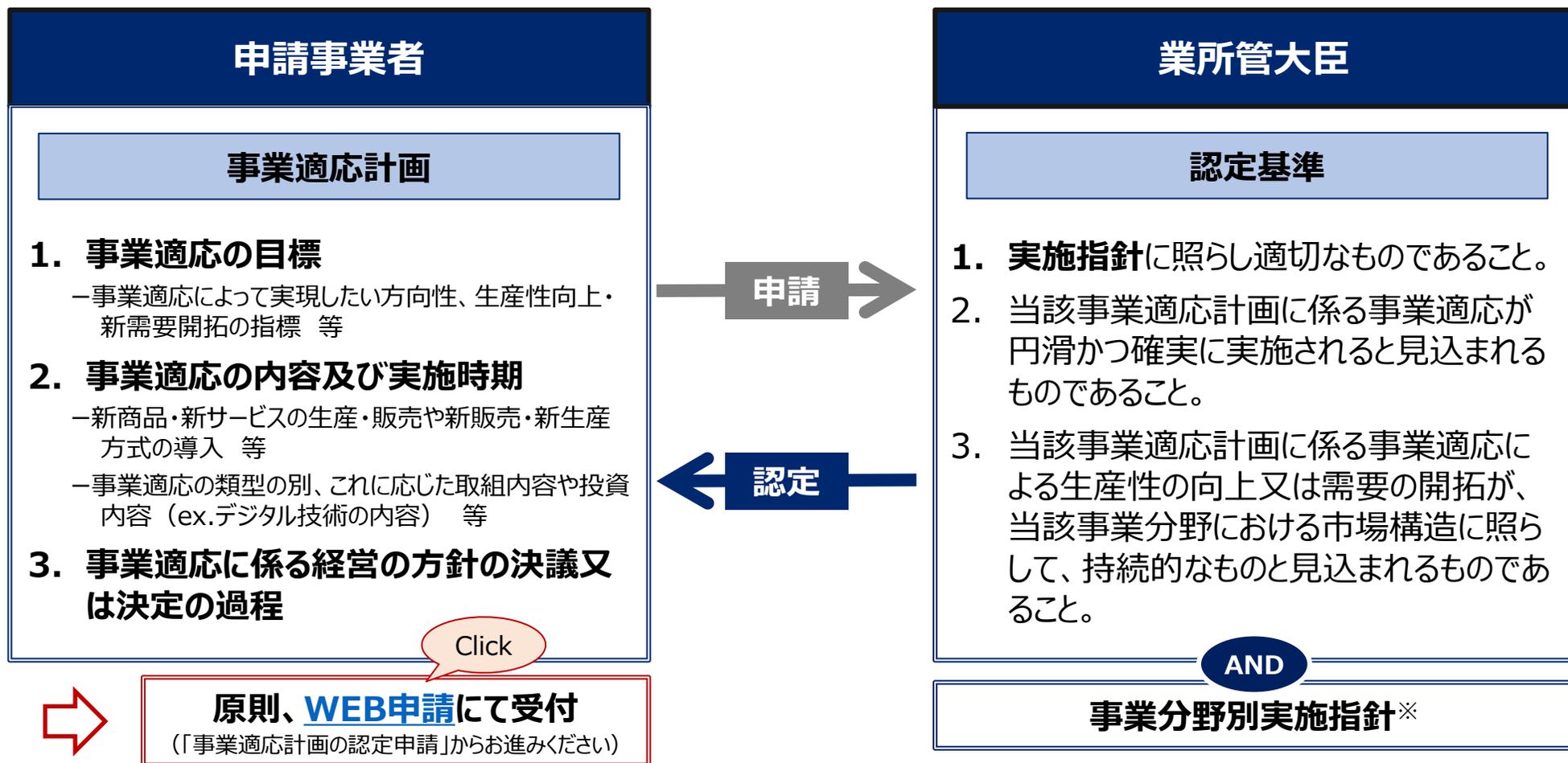
- ① 次に掲げるいずれかの取組類型に該当すること。ただし、情報技術事業適応特例基準第二号に該当する場合は、この①に該当するものとする。
 - (1) 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の一パーセント以上となることが見込まれるものであること。
 - (2) 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。
 - (3) 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品若しくは役務の提供に係る販売費及び一般管理費又は当該商品若しくは役務の売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。
- ② クラウドシステム（電子計算機、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）又はデータベース（データの集合物であって、特定の事業適応計画に係るデータを電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものをいう。）の集合体であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じてデータの処理又は保管等の役務を他者に提供し、又は提供することを可能とするよう構成されたものをいう。）を活用して行うものであること。
- ③ ①(1)から(3)までに掲げる取組（同①ただし書に定める場合は、情報技術事業適応特例基準第二号に掲げる取組）において、既存の内部データと次に掲げるデータ（個人の場合は(3)を除く。）の全部又は一部とを連携し、有効に利活用するものであること。
 - (1) 親会社等（認定事業適応事業者の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）、子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。以下この③において同じ。）及び当該認定事業適応事業者以外の当該親会社の子会社をいう。(2)において同じ。）以外の他の会社（個人の場合はその個人以外の他の者）の有するデータ
 - (2) 親会社等の有するデータ（漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるものに限る。）
 - (3) 個人の有するデータ
 - (4) 認定事業適応事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータ

ホ エネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの

法第二条第十二項第三号のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うものとは、生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の導入その他エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組を行うことにより、生産性の向上又は需要開拓商品の販路の開拓を図ることをいうものとする。これに加えて、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組が、事業者の持続的な競争力の強化に寄与することをいうものとする。

事業適応計画の認定申請と業所管大臣による認定

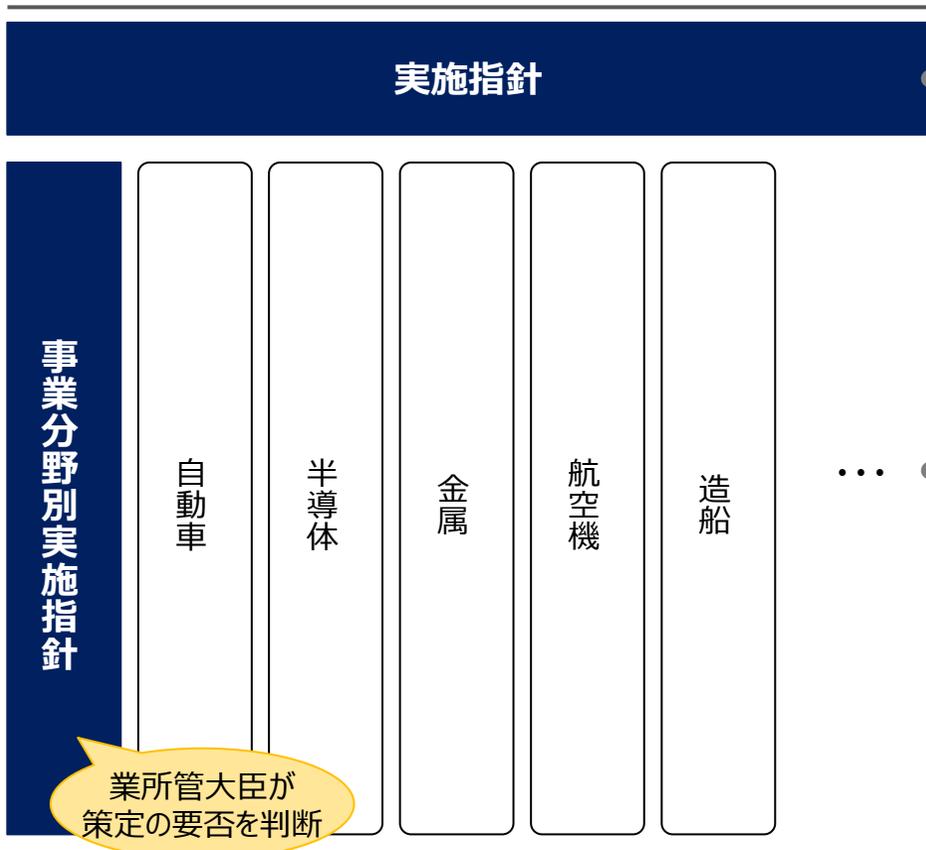
- 事業適応計画の認定を受けたい事業者は、**事業適応計画の認定申請書を作成し**、その事業適応に係る事業分野を所管する**業所管大臣に提出し**、**審査・認定を受ける必要がある**。
- 業所管大臣は、**実施指針・事業分野別実施指針等に照らして**、その内容を審査した上で、認定する。



実施指針と事業分野別実施指針について

- 業所管大臣は、事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められるものについて、**事業分野別実施指針を作成することができる。**（[事業分野別実施指針はこちら](#)） Click
- **認定を受けるためには、実施指針及び事業分野別実施指針に適合することが必要（事業分野別実施指針がない場合は実施指針のみ）**

実施指針と事業分野別実施指針の関係



実施指針と事業分野別実施指針の主な記載事項

1. 基本認識
 - 事業分野横断の事業環境の認識（コロナを踏まえた産業構造の転換など）
 2. 進むべき方向性
 - 足元の事業環境を踏まえた産業横断の進むべき方向（カーボンニュートラル、デジタルの対応等）
 3. 計画の認定基準
 - 修正ROAや労働生産性の基準など
-
1. **基本認識**
 - 事業分野を取り巻く事業環境を概説
 2. **事業分野別実施指針策定の必要性**
 - 現状を踏まえた上での事業分野指針作成の必要性
 3. **事業分野における基本的方向性**
 - ①実施指針を事業分野に**具体化**、②事業分野の特性に鑑みて設ける要件、等

事業適応計画の認定要件（概要）

要件	事業適応計画		
	①成長発展事業適応	②情報技術事業適応	③エネルギー利用環境負荷低減事業適応
①	計画期間		
②	生産性の向上/新需要の開拓		
③	財務の健全性		
④	前向きな取組		
⑤	全社的取組		
税の要件	成長発展事業適応特例基準に適合すること ※令和4年8月1日に認定期限を迎えたため、繰越欠損金の控除上限の特例制度に係る申請は終了しました。	情報技術事業適応特例基準に適合すること	次のいずれかに該当する設備が適用対象 ①生産工程効率化等設備 ②需要開拓商品生産設備

認定要件の詳細は次ページの資料をご参照ください

事業適応計画の認定要件（詳細）

要件	事業適応計画		
	①成長発展事業適応	②情報技術事業適応	③エネルギー利用環境負荷低減事業適応
I 計画期間	5年以内		5年以内（金融支援を受ける場合に限り、10年以上）
II 生産性の向上	計画の終了年度において次のいずれか（①～④）の達成が見込まれること（企業単位） ①修正ROA 2%ポイント向上 ②有形固定資産回転率 5%向上 ③従業員1人当たり付加価値額 6%向上 ④成長発展事業適応特例基準に定める指標		金融支援を受ける場合 5年目に左の①～③のいずれかの達成が見込まれること 生産工程効率化等設備の導入を伴う場合 目標年度（計画開始後3年以内で設定した年度）において、炭素生産性を7%以上向上
OR			
新需要の開拓	計画の終了年度において次の（情報技術事業適応の場合は①又は②いずれかの）指標の達成が見込まれること ①売上高伸び率 \geq 過去5事業年度の業種売上高伸び率+3%ポイント ②情報技術事業適応特例基準に定める指標		金融支援を受ける場合 5年目に左の①の達成が見込まれること 需要開拓商品生産設備の導入を伴う場合 需要開拓商品について十分な販路を開拓すること
III 財務の健全性（企業単位）	計画の終了年度において次の①及び②の達成が見込まれること。 ①有利子負債/CF \leq 10 ②経常収入 $>$ 経常支出		計画の終了年度（金融支援を受ける場合は5年目）において【経常収入 $>$ 経常支出】の達成が見込まれること。
IV 前向きな取組（取組単位）	次の①～③のいずれか（情報技術事業適応の場合は、①～④のいずれか）に該当するものを行うこと。 ①新商品、新サービスの生産・提供 \Rightarrow 新商品等の売上高の合計額が全体の売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 \Rightarrow 商品等1単位当たりの製造原価等を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 \Rightarrow 商品等1単位当たりの販売費等を5%以上削減 ④情報技術事業適応特例基準に定めるもの		① 生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の導入その他エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組を行うことにより、生産性の向上又は需要の開拓を図ること ② （金融支援を受ける場合は、①に加えて）エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組が、事業者の持続的な競争力の強化に寄与すること
V 全社的取組	実施しようとする事業適応が、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議・決定（一事業部門・一事業拠点でなく組織的な意思決定）に基づくものであること		
+			
税の要件	成長発展事業適応特例基準に適合すること（P.18） ※令和4年8月1日に認定期限を迎えたため、繰越欠損金の控除上限の特例制度に係る申請は終了しました。	情報技術事業適応特例基準に適合すること（P.21）	次のいずれかに該当する設備が適用対象（P.36） ①生産工程効率化等設備 ②需要開拓商品生産設備

※事業分野別実施指針が定められている事業分野に係る事業適応計画については、当該事業分野別実施指針（P.9）にも適合する必要がある。

【参考】生産性の向上要件の数値算出について

$$\textcircled{1} \text{修正ROA} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$$

$$\textcircled{2} \text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$$

$$\textcircled{3} \text{従業員一人当たり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$$

※生産性向上指標算定方法

① : 計画終了年度 - 基準年度

②③ : $\frac{\text{計画終了年度} - \text{基準年度}}{\text{基準年度}} \times 100$

【参考】生産性の向上要件の数値算出について

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※炭素生産性の比較方法

$$\frac{\text{目標年度の炭素生産性} - \text{基準年度の炭素生産性}}{\text{基準年度の炭素生産性}} \times 100$$

(注1) 目標年度：エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始後3年以内に設定した年度
基準年度：原則、エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始の直前の事業年度

(注2) エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画全体の炭素生産性を算定する単位の組合せは以下の①、②又は③です。また、設備の導入による効果（設備導入前後の炭素生産性の向上率）の算定単位は、①又は③で行います。
ただし、計画全体において事業所を単位として算定できるのは、年間のエネルギー使用量が3,000kl以上の事業所である場合又は申請者が中小企業者である場合に限りです。

- ①目標年度：事業所 基準年度：事業所
- ②目標年度：事業者全体 基準年度：事業者全体
- ③目標年度：事業所 基準年度：事業者全体（新設の事業所など、基準年度の炭素生産性の数値が存在しない場合）

(注3) 炭素生産性やエネルギー起源二酸化炭素排出量の詳細は、以下のホームページに掲載している「生産工程効率化等設備に関する命令」や「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（CN税制）の申請方法・審査のポイント」をご確認ください。また、エネルギー起源二酸化炭素排出量の算出にあたっては、同じく以下のURLに掲載している「エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール」を活用いただくことも可能です。なお、省エネ法の定期報告における算出方法と同様ですので、同報告の対象事業者は既に計算している値をそのまま用いることが可能です。

経済産業省ホームページ：https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyotekio.html

アジェンダ

1. 事業適応計画について

2. 支援措置について

2-1. 成長発展事業適応と繰越欠損金の課税の特例措置について

2-2. 情報技術事業適応とDX投資促進税制について

2-3. エネルギー利用環境負荷低減事業適応とCN投資促進税制・利子補給について

3. スケジュール等について

4. QA

事業適応計画に係る支援措置一覧

要件	事業適応計画		
	① 成長発展事業適応	② 情報技術事業適応	③ エネルギー利用環境負荷低減事業適応
金融支援	指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）（P.16）		
			指定金融機関による成果連動型低利融資制度（利子補給）（P.40）
税制措置	繰越欠損金の課税の特例（P.18） <small>※令和4年8月1日に認定期限を迎えたため、繰越欠損金の控除上限の特例制度に係る申請は終了しました。</small>	DX投資促進税制（P.21）	CN投資促進税制（P.36）

※情報技術事業適応に関する事業適応計画の認定を受けている場合、地域デジタルイノベーション促進事業における加点措置が適用（詳細は19ページを参照）

指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）

- 事業適応計画の認定を受けた企業に対し、ツーステップローンを措置

制度スキーム



措置内容

	事業適応計画
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> 5年以上
金額規模	<ul style="list-style-type: none"> 50億円以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> 融資の判断は指定金融機関による審査が必要

アジェンダ

1. 事業適応計画について
2. 支援措置について

2-1. 成長発展事業適応と繰越欠損金の課税の特例措置について

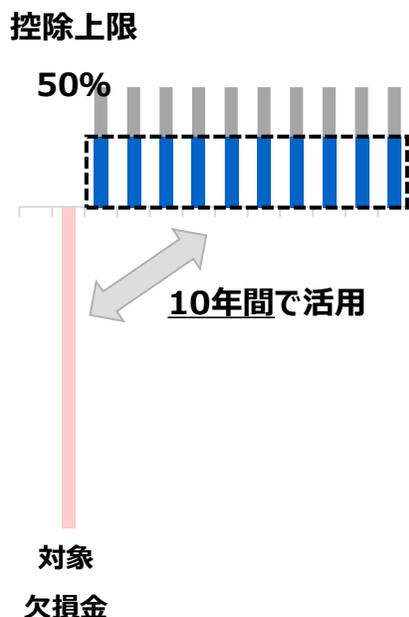
- 2-2. 情報技術事業適応とDX投資促進税制について
- 2-3. エネルギー利用環境負荷低減事業適応とCN投資促進税制・利子補給について
3. スケジュール等について
4. QA

コロナ禍において経営改革に取り組む企業向け「繰越欠損金の控除上限」の特例

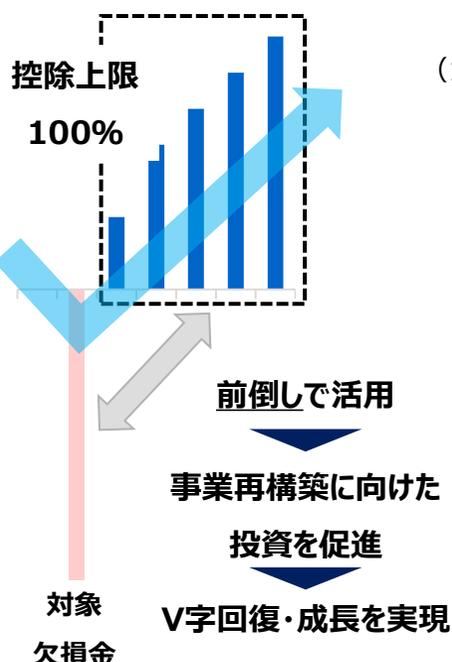
- コロナ禍の厳しい経営環境の中で、赤字企業でもポストコロナに向けて、**事業再構築・再編等に取り組んでいくことが必要**。こうした経営改革に果敢に挑む企業に対し、**繰越欠損金の控除上限（現行50%）の引き上げ措置**を講ずる。
- 具体的には、**産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設**。事業再構築・再編等に向けた**投資内容を含む計画を業所管大臣が認定**。当該認定を受けた企業について**コロナ禍に生じた欠損金**を対象に、**最長5事業年度の間、控除上限を投資の実行金額の範囲内で最大100%に引き上げる**。

改正内容

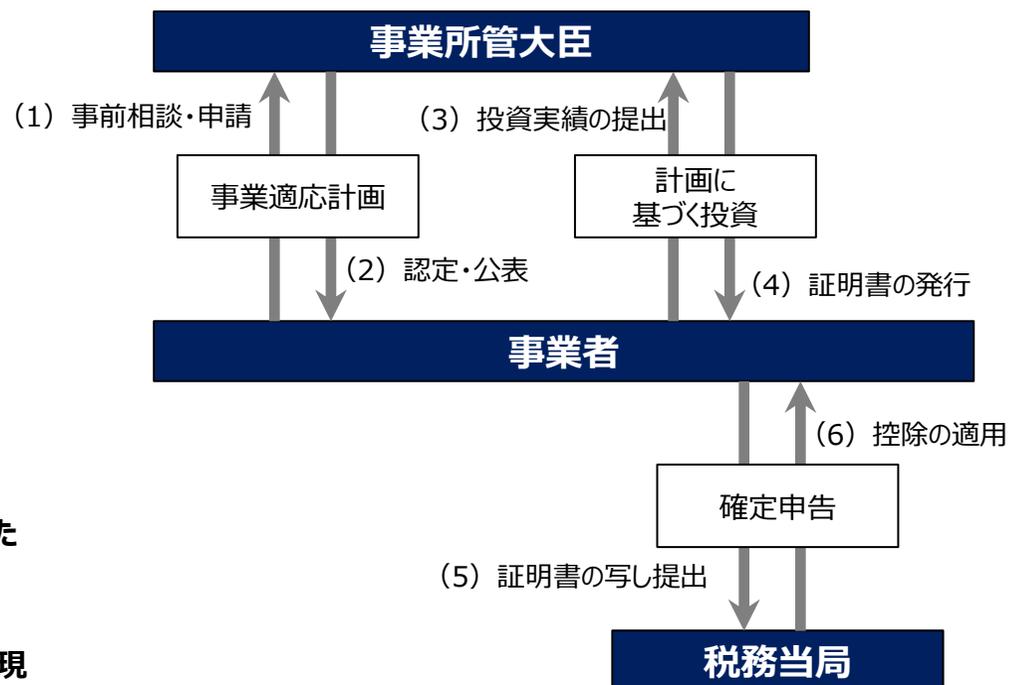
現行制度（イメージ）



特例措置（イメージ）



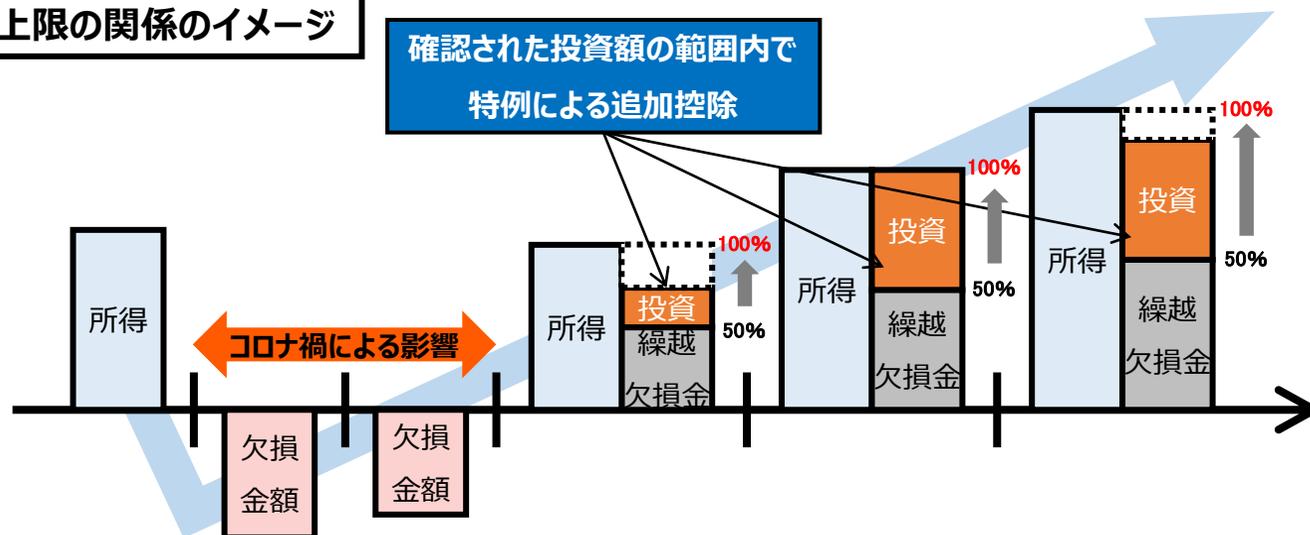
手続きの概要



【参考】繰越欠損金の控除上限の引き上げ特例の詳細

- 計画認定について
 - ✓ 企業は将来の成長に向けた投資内容を記載した計画を策定。業所管大臣が認定・公表。
 - ✓ ROA又はEBITDAマージンを5%ポイント以上引き上げる生産性向上目標等を達成する計画であること。
- 特例の対象となる欠損金
 - ✓ 原則として、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む1又は2事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた欠損金対象。（例外的に、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度において生じた欠損金も一定の定性・定量要件を満たす場合には対象。いずれにせよ、最大2事業年度。）
- 控除上限を引き上げる期間
 - ✓ 控除上限を引き上げる期間は黒字化後最長5年間
- 特例による控除上限の引き上げ額
 - ✓ 認定計画に基づき実施した投資について、事業者の申請に基づき業所管大臣が毎年証明。企業は証明された投資額の範囲内で、特例を受けることが可能（最大100%）。

投資額と控除上限の関係のイメージ



アジェンダ

1. 事業適応計画について
2. 支援措置について
 - 2-1. 成長発展事業適応と繰越欠損金の課税の特例措置について
 - 2-2. 情報技術事業適応とDX投資促進税制について**
 - 2-3. エネルギー利用環境負荷低減事業適応とCN投資促進税制・利子補給について
3. スケジュール等について
4. QA

DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制

□ 日本企業が、そのDX推進において課題となっているデジタル人材の育成・確保に取り組むとともに、**成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資に踏み切ることを後押しするため、要件を見直した上で、令和7年3月31日まで期限を延長。**

現行概要		【令和3年8月2日～令和5年3月31日まで】		改正概要		【令和5年4月1日～令和7年3月31日まで】	
認定要件	デジタル(D)要件	① データ連携 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得 (レガシー回避・セキュリティ等の確保)	令和4年12月以降の認定・更新が必要	デジタル(D)要件	① データ連携 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得 (レガシー回避、サイバーセキュリティ等の確保、 デジタル人材の育成・確保)	※見直し箇所：赤字	
	企業変革(X)要件	① 生産性向上 又は 売上上昇 が見込まれる ② 計画期間内で、 商品の製造原価が8.8%以上削減 されること等 ③ 全社の意思決定 に基づくもの (取締役会等の決議文書添付等)		要件変更	企業変革(X)要件	① 全社レベルでの売上上昇 が見込まれる ② 成長性の高い海外市場の獲得 を図ること ③ 全社の意思決定 に基づくもの (取締役会等の決議文書添付等)	
税制措置の内容	対象設備	税額控除 3% or 5% ^{*3} 特別償却 30%	措置内容には変更なし	対象設備	税額控除 3% or 5% ^{*3} 特別償却 30%		
	・ ソフトウェア ・ 繰延資産 ^{*1} ・ 器具備品 ^{*2} ・ 機械装置 ^{*2}	※ 投資額下限：国内の売上高比0.1%以上 ※ 投資額上限：300億円 (300億円を上回る投資)		・ ソフトウェア ・ 繰延資産 ^{*1} ・ 器具備品 ^{*2} ・ 機械装置 ^{*2}	※ 投資額下限：国内の売上高比0.1%以上 ※ 投資額上限：300億円 (300億円を上回る投資は300億円まで) ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額20%まで		
*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る *3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合		※ 投資額下限：国内の売上高比0.1%以上 ※ 投資額上限：300億円 (300億円を上回る投資は300億円まで) ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額20%まで		*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る *3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合			

DX投資促進税制の措置の内容

- ①ソフトウェア、②繰延資産、③有形固定資産（機械装置、器具備品）を対象として、特別償却30%、税額控除3～5%（控除上限：法人税額の20%）の措置を講ずる。

対象	①	ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> 取得・製作するソフトウェア
	②	繰延資産	<ul style="list-style-type: none"> クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用 (DXのために利用するソフトウェアのその利用に係る費用であって繰延資産に該当するもの)
	③	有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 取得・製作する機械装置・器具備品（上記の①ソフトウェア又は②繰延資産と連携して使用されるものに限る）
税制措置	措置内容*2		<ul style="list-style-type: none"> 上記①～③について、<u>特別償却30%、税額控除3%（グループ*3外の他法人とデータ連携をする場合は、税額控除5%）</u> <u>控除上限：法人税額の20%（本税制及びカーボンニュートラル税制の合計）</u>
	対象期間		<ul style="list-style-type: none"> <u>令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）</u> <p>※当該期間内に、事業適応計画の認定・課税の特例の確認を受けた後に取得・製作した対象設備等をその事業の用に供する必要がある。</p>

*1:中古設備、①試験研究、②ソフトウェア業、③情報処理サービス業、④インターネット付随サービス業の事業の用に供する資産及び国内にある事業の用に供しない資産は対象外

*2:同一法人一回限り利用可能（グループ通算制度を採用している企業グループはそのグループ単位で一回限りとなる。複数事業者による共同申請を検討されたい。）

*3:グループ会社とは、会社法上の①親会社、②子会社、③兄弟会社（＝当該①親会社の自社以外の子会社）のいずれかをいう。

DX投資促進税制の要件一覧（複数の法令に基づく要件を一覧にしたもの）

要件	DX投資促進税制
①計画期間	情報技術事業適応に関する計画（事業適応計画）の実施期間が、 10年以内（目標達成の翌年度以降は報告義務免除）
②新需要の開拓	計画期間内において 当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の売上高の額が、比較対象期間（おおよそコロナ前5事業年度）における全事業の売上高の額（連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額）の平均値の10%以上の達成が見込まれること （※詳細は24ページ）
③財務の健全性 （企業単位）	計画の終了年度において【①有利子負債/CF \leq 10、及び、②経常収入>経常支出】の達成が見込まれること。
④前向きな取組 （取組単位）	<p>計画の終了年度において当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の海外売上高比率が基準値（比較対象期間における全事業の売上高の額（連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額）のうち、海外売上高の額の占める割合の平均値）と50%との平均値以上の達成が見込まれること。なお、基準値が50%を超えている場合は、50%以上とする。（※詳細は25ページ）</p> <p>AND</p> <p>クラウド技術を活用し、既存データと次のいずれかのデータとを連携し、有効に利活用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①グループ内外の事業者・個人の有するデータ ②センサー等を利用して新たに取得するデータ
⑤全社的取組	実施しようとする事業適応が、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議・決定（ 一事業部門・一事業拠点でなく組織的な意思決定 ）に基づくものであること
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ①令和4年12月1日以降に「DX認定」の取得・更新を行った者であること。（※詳細は26ページ） ②過去にDX投資促進税制に係る課税の特例の確認を受けたことが無いこと* ③投資額が過去3年の国内売上高平均額の0.1%以上であること（連結会社の場合は連結決算の売上高を用いる） ④設備等が、(i)クラウドシステムの構築又は使用に必要なものであること、(ii)中古設備でないこと、(iii)貸付けや、産業試験研究の用に供するものでないこと、(iv)ソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する業の事業の用に供するものでないこと及び(v)国内にある事業の用に供しないものでないこと ⑤ハードウェアについては、データ連携するなどソフトウェアと一体的に利用するものであること ⑥繰延資産については、クラウドシステムの構築に係るものであること

*:グループ通算制度を採用している企業グループの場合は、同一グループに属する会社が「課税の特例の確認」を受けたことが無いこと。

(変更要件詳細) ②新需要の開拓 (売上高要件)

- 当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の売上高の額が、比較対象期間(おおよそコロナ前5事業年度)における全事業の売上高の額(連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額)の平均値の10%以上であることが必要。

$$\frac{\text{(A) 事業適応に係る新商品又は新サービスの売上高}}{\text{(B) 比較対象期間(*)の平均連結売上高}} \geq 10\%$$

(*) 2、3月決算法人の場合: 2014年度~2018年度の5事業年度、それ以外の法人の場合: 2015年度~2019年度の5事業年度

例 1 : 事業適応に係る新商品又は新サービスの売上高が10億円 (A)、比較対象期間における平均連結売上高が100億円 (B) の場合

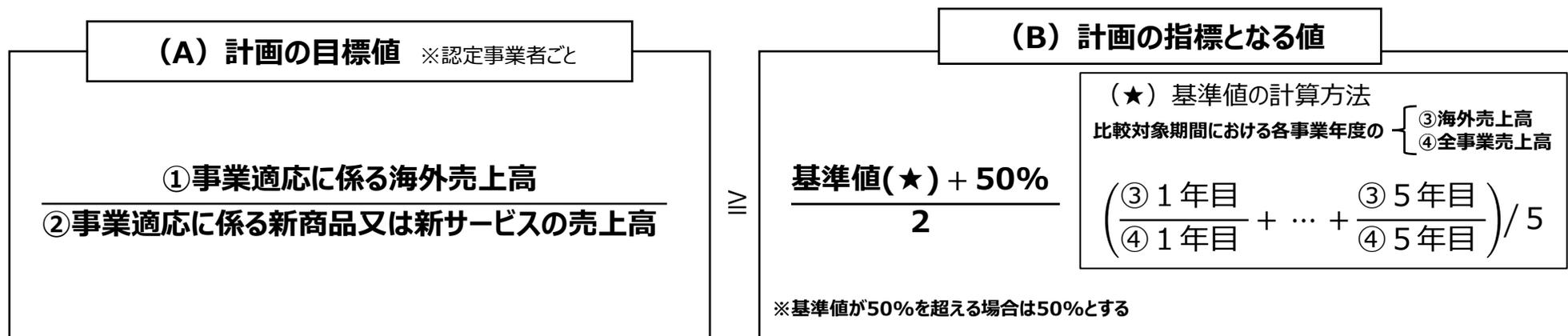
$$A / B = 10 / 100 = 0.1 = 10\% \rightarrow \mathbf{A / B \geq 10\% \text{ を満たす}}$$

例 2 : 事業適応に係る新商品又は新サービスの売上高が7億円 (A)、比較対象期間における平均連結売上高が100億円 (B) の場合

$$A / B = 7 / 100 = 0.07 = 7\% \rightarrow \mathbf{A / B \geq 10\% \text{ を満たさない}}$$

(変更要件詳細) ④ 前向きな取組 (海外売上高要件)

- 事業適応の実施により、**対象事業の売上高のうち、一定の割合 (25~50%) 以上を海外売上高が占める計画**であることが必要。
- 具体的には、当該事業適応計画の**新商品・新サービスに係る一事業年度の海外売上高比率が、基準値 (比較対象期間における全事業の売上高の額 (連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額) のうち、海外売上高の額の占める割合の平均値) であるX%と50%との平均値 ((X + 50%) / 2) 以上**であることが必要。



例 1 : 事業適応に係る新商品又は新サービスの海外売上高が4億円 (①)、事業適応に係る新商品又は新サービスの売上高が10億円 (②)、比較対象期間における海外売上高が20億円 (③)、比較対象期間における全事業の売上高が100億円 (④) の場合に要件を満たすか否か

$$(A) : 4 / 10 = 0.4 \quad , \quad (B) : ((20 / 100) + 50\%) / 2 = 0.35$$

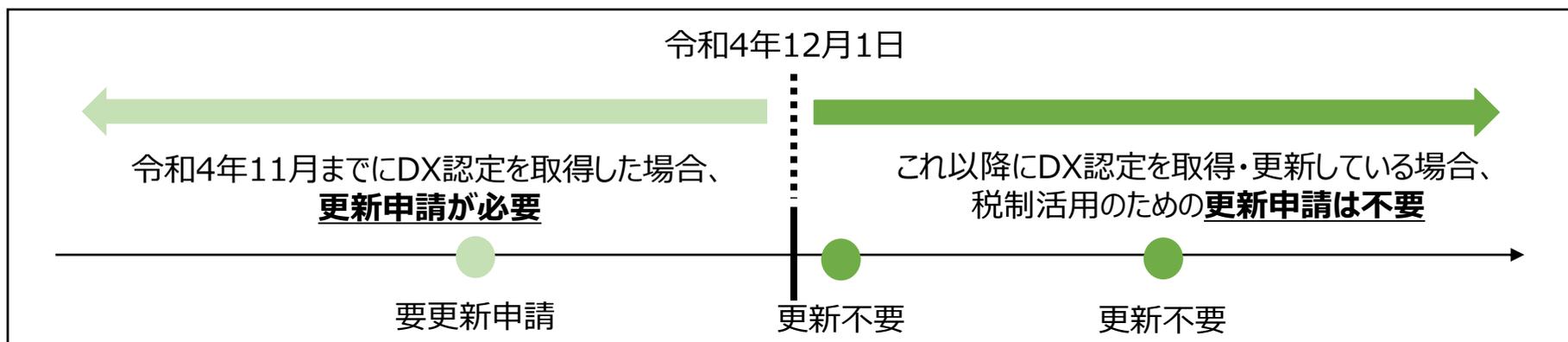
0.4 > 0.35 → (A) ≥ (B) であるため、要件を満たす

例 2 : 比較対象期間における海外売上高が60億円 (③)、比較対象期間における全事業の売上高が100億円 (④) の場合の基準値

$$(B) : (60 / 100) = 0.6 \quad (= \text{基準値が50\%を超える}) \rightarrow (B) = 0.5 \text{ が平均値となる}$$

(変更要件詳細) ⑥その他 (①DX認定の取得・更新)

- デジタルガバナンスコードが改訂され、デジタル技術を活用する戦略において「人材の育成・確保」に関する事項を示していることが追加された。
- これに伴い、DX税制を活用するにあたり、DX認定の基準が変更された**令和4年12月1日以降に、DX認定の取得・更新を行っていることが必要。**



例 1 : 令和 5 年 3 月に認定を初めて取得した場合 → **要件を満たす**

例 2 : 令和 3 年 1 月に認定を初めて取得。令和 5 年 1 月に認定を更新した場合 → **要件を満たす**

例 3 : 令和 4 年 3 月に認定を初めて取得した場合 → **要件を満たさないため、認定の更新が必要**

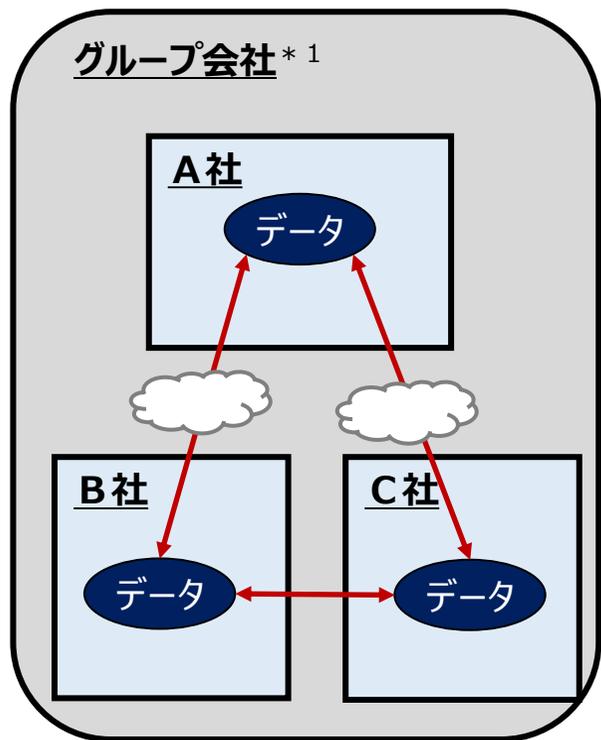
(注意) DX認定の取得・更新については、申請から審査完了までに一定の期間を要することから、DX投資促進税制活用のためにDX認定の取得・更新を希望されている場合、十分な時間的余裕をもって申請することが必要。

- ・ 認定の取得：60営業日（約3か月程度）※土日祝日を含めない
- ・ 認定の更新：60日間（約2か月程度）

※詳細は (<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/about.html>) を参照

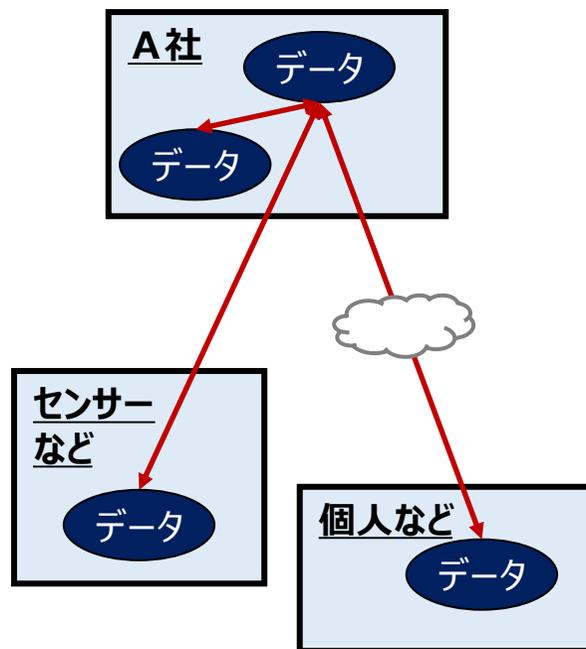
【参考】データ連携の類型（税額控除率3%・5%の対象）

1 グループ会社*間のデータ連携



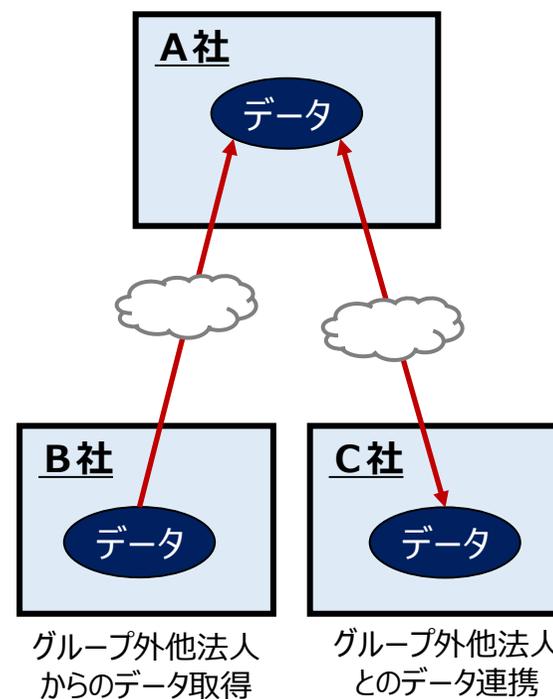
【税額控除3%又は特別償却30%】

2 外部のデータを活用した企業内のデータ連携



【税額控除3%又は特別償却30%】

3 グループ外他法人とのデータ連携



【税額控除5%又は特別償却30%】

*1:グループ会社とは、会社法上の①親会社、②子会社、③兄弟会社（＝当該①親会社の自社以外の子会社）のいずれかをいう。

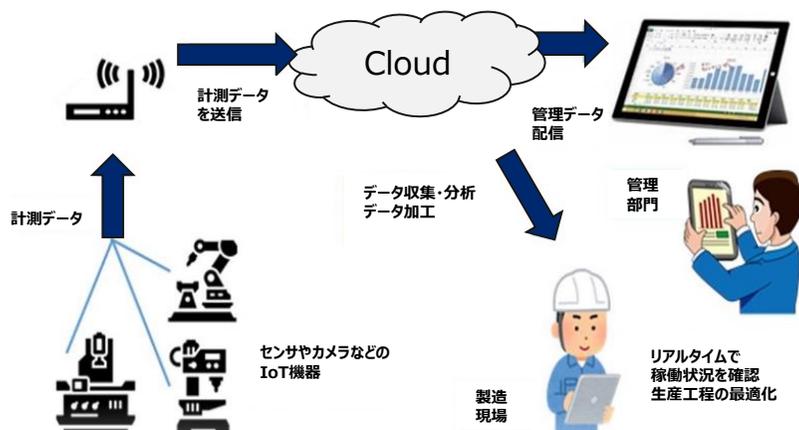
【参考】センサー等を利用して新たに取得するデータについて

- DX投資促進税制の要件の1つとして、事業適応計画に従って行う取組において、データを連携し、有効に活用することが定められている。
- この「データ」としては、グループ内外の事業者が保有するデータや、センサー等を利用して新たに取得するデータが想定されている。後者のデータを利活用する取組としては、例えば、①新たに設置するセンサーからのIoTデータを活用して、生産稼働の効率化や予防保全を実現し、生産性を向上させる取組、②カメラや棚に設置するセンサー、会員情報などを連動させることで、顧客の（不買も含めた）行動データを収集し、マーケティングに活用し、売上アップを図る取組が挙げられる。

センサー等を利用して新たに取得するデータを利活用する取組のイメージ

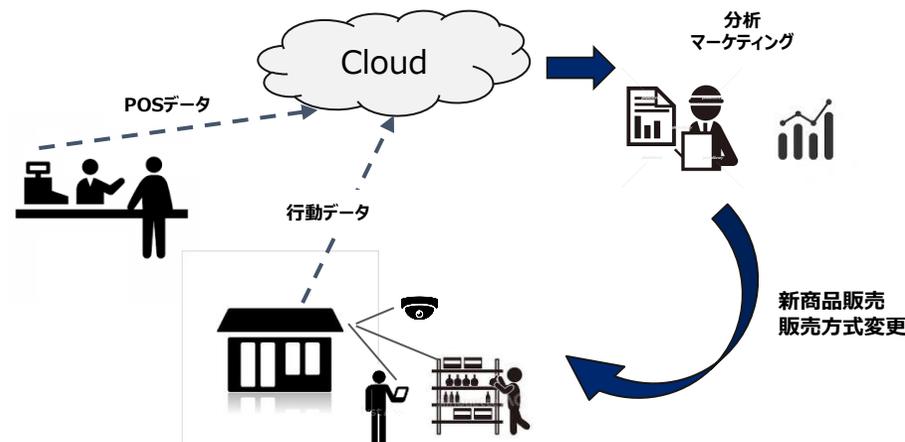
＜製造業＞

センサーやカメラなどIoT機器を経由して取得したデータをクラウド上で管理、分析、加工し、生産工程の最適化（オペレーションの最適化）や、デジタルツインを構築した上で高度なシミュレーションや遠隔操作を可能とし、抜本的な生産性向上を図る取組。



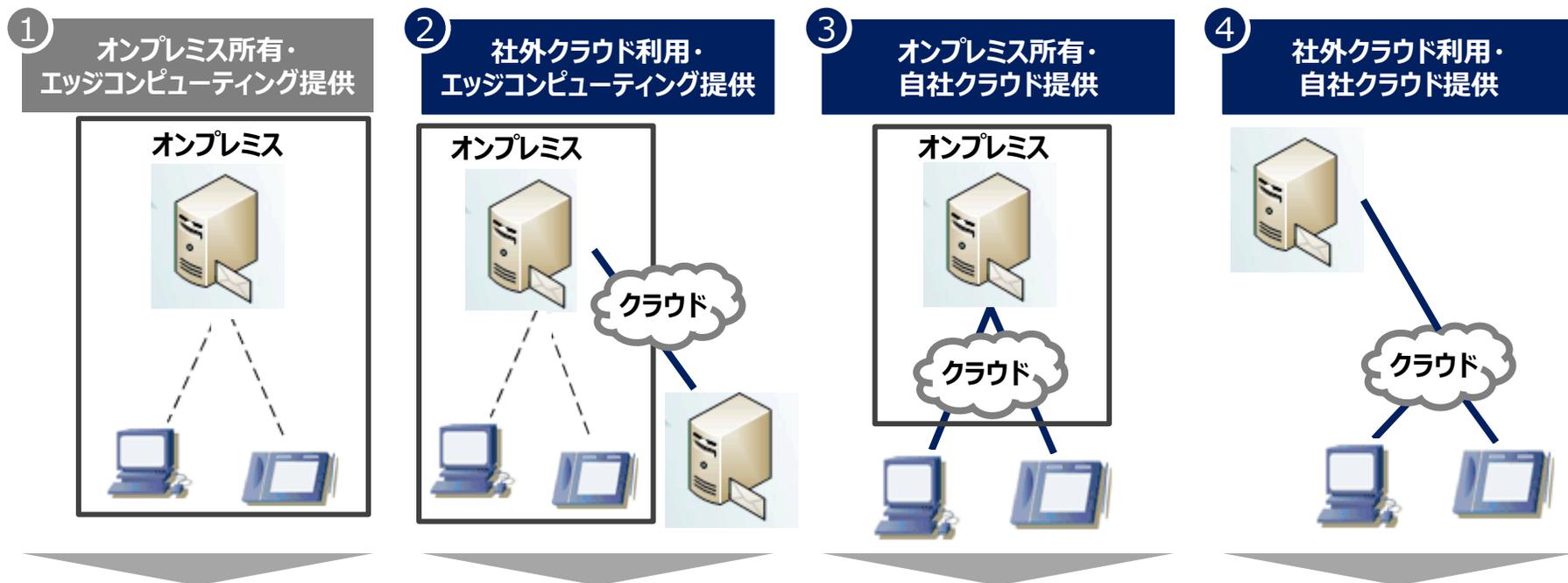
＜小売販売業＞

POSデータ（販売時点情報）の利活用に留まらず、店内に設置したカメラ、棚に設置したセンサー等から顧客の行動データをクラウド上で収集・分析し、商品・サービスの販売の利用することで、抜本的な収益力向上を図る。



【参考】クラウド技術の活用

- “クラウド技術”とは、インターネット等を介してオープンにデータの処理、保管等を行うことができる技術
- 要件として、社外のクラウド技術を用いたITサービスや自社のクラウド技術を活用することを課す



社外クラウド	×	○	×	○
自社クラウド	×	×	○	○
要件該当性	×	○	○	○

【参考】「DX認定」の取得

- レガシー回避・サイバーセキュリティ等を確保、**デジタル人材の育成・確保**をする観点から、**情報処理推進機構（IPA）**が審査する「DX認定」の取得を要件とする。認定に係る審査はIPAが行うため、本制度に関する問合せ先はIPAとなる。
 （関連ページ） <https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/about.html>

デジタルガバナンス・コードの項目	認定基準（デジタルガバナンス・コード）	DX認定制度の申請書の項目
1. 経営ビジョン・ビジネスモデル	デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえた経営ビジョン及びビジネスモデルの方向性を公表していること	(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定
2. 戦略	デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえて設計したビジネスモデルを実現するための方策として、デジタル技術を活用する戦略を公表していること	(2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定
2.1. 組織づくり・人材・企業文化に関する方策	デジタル技術を活用する戦略において、特に、戦略の推進に必要な体制・組織 及び人材の育成・確保 に関する事項を示していること	(2) ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示
2.2. ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に関する方策	デジタル技術を活用する戦略において、特に、ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策を示していること	(2) ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的な方策の提示
3. 成果と重要な成果指標	デジタル技術を活用する戦略の達成度を測る指標について公表していること	(3) 戦略の達成状況に係る指標の決定
4. ガバナンスシステム	経営ビジョンやデジタル技術を活用する戦略について、経営者が自ら対外的にメッセージの発信を行っていること	(4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信
	経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行っていること	(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握
	戦略の実施の前提となるサイバーセキュリティ対策を推進していること	(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

【参考】事業適応計画の共同申請パターンと要件

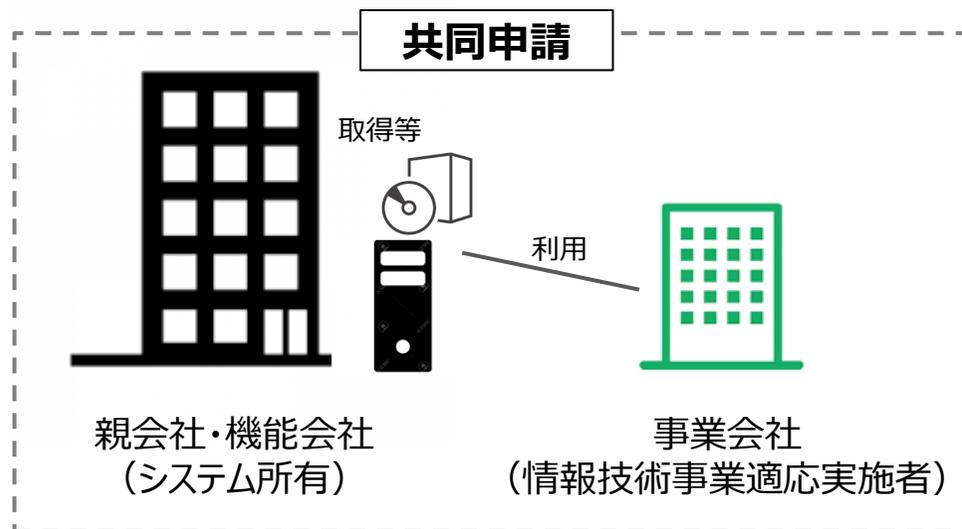
- 親会社や子会社（機能会社）が、ITシステムを一元的に所有し、保守・管理する形態が想定されるが、この場合、資産取得をするのは親会社や機能会社である一方で、事業の実施主体は他の会社となる。こうした場合にも事業適応計画を共同申請（連名での申請）し、一方のグループ会社が新需要の開拓等を満たす場合には、当該親会社や機能会社の資産取得について、本税制の適用を受けられる可能性がある。 【○：必要、×：不要】

要件\申請者	①グループ外事業者連携		②グループ内連携		③グループ内連携 (グループ通算制度企業グループ)	
	事業者A	事業者B	親会社C (資産計上)	子会社D (取組主体)	兄弟会社E (資産計上)	兄弟会社F (取組主体)
新需要の開拓 (売上高10%増加)	○	○	×※	○	×※	○
前向き取組 (海外売上高の獲得)	○	○	×※	○	×※	○
財務の健全性	○	○	○	○	○	○
DX認定	○	○	○	○	○	○
下限設定 (国内売上高0.1%)	個別に計算	個別に計算	税制対象投資額の合計値を用いて 計算できる		税制対象投資額の合計値を用いて 計算できる	
適用回数制限	(グループ通算制度企業グループに 所属していない場合は) 同一グループ の他の会社の申請を妨げない		(グループ通算制度企業グループに所 属していない場合は) 同一グループの 他の会社の申請を妨げない		グループ通算制度企業グループで 1回まで	

【参考】親会社・機能会社と事業会社の関係性

- 事業会社が同一グループの親会社・機能会社が取得等するシステムを利用して情報技術事業適応を行う場合、①共同申請により事業会社が生産性向上等目標を掲げ、親会社・機能会社の取得等に係る資産に適用するケース、又は②事業会社に発生する親会社・機能会社のシステム利用に係る初期費用（繰延資産）に適用するケースが存在。重複適用は認められないため、いずれかを選択することとなる。

①親会社・機能会社が適用を受ける場合

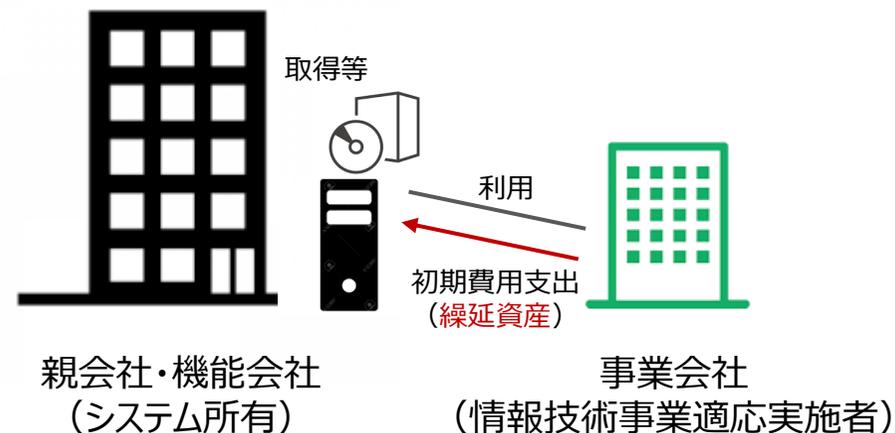


税制適用



前向きな取組を実施
生産性向上等

②事業会社が適用を受ける場合



税制適用

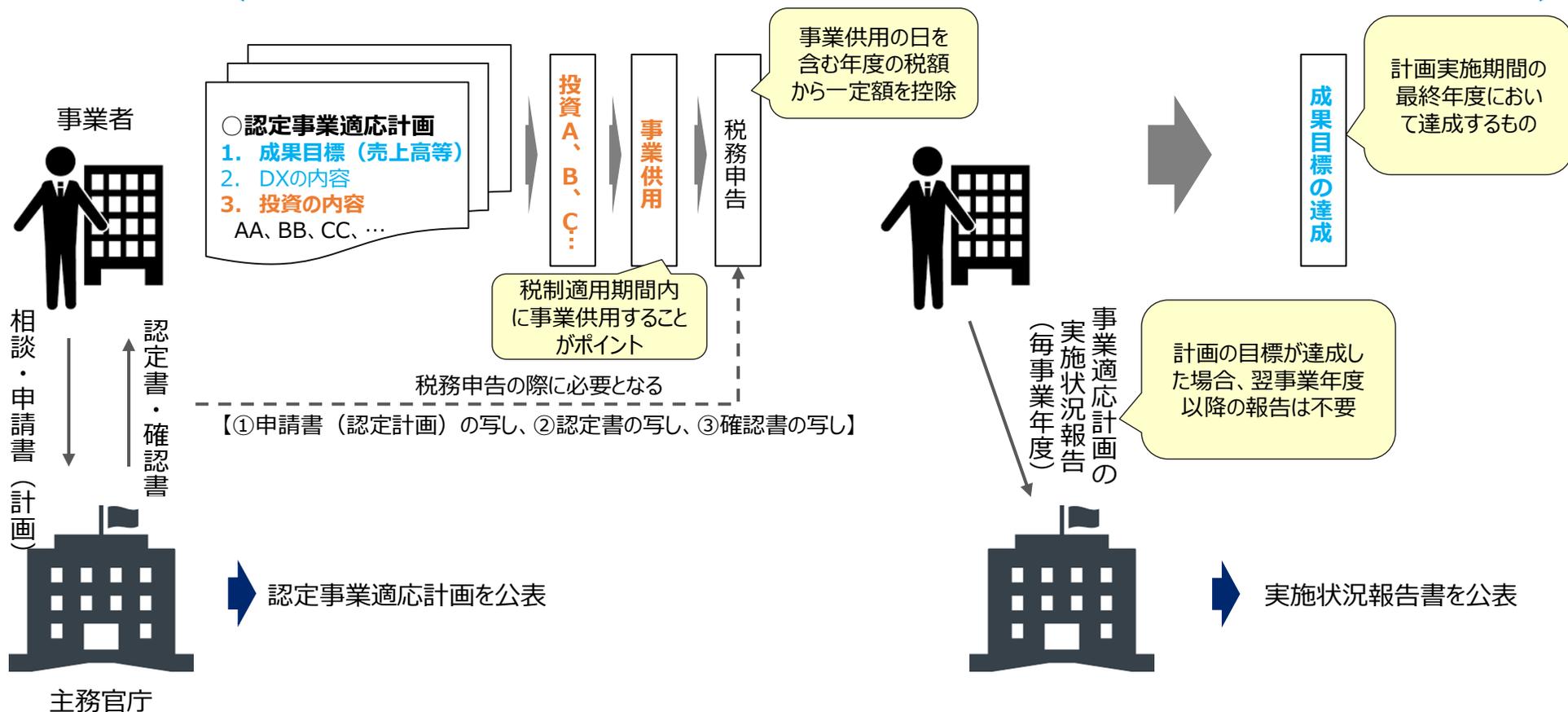


前向きな取組を実施
生産性向上等

【参考】DX投資促進税制に関する手続のフローイメージ

DX投資促進税制の適用期間
(令和7年3月31日まで)

認定事業適応計画の実施期間 (最長10年間)



【重要】本税制の適用が想定される取組・投資内容について

- DX投資促進税制の適用対象となる取組・投資内容の基本的な説明ストーリーは次のとおり。これは一般的な説明であり、各事業者の個別取組への当てはめは、それぞれのビジネスの性質や状況等を考慮した上で具体化していただく必要があるが、大まかな説明ストーリーとしては、これに沿った形で事業適応計画の作成・説明が必要となる。

＜DX投資促進税制の適用が想定される取組・投資内容について＞

1. **DXを重要な経営戦略として位置づけ**ており、特定の部門に限らず**事業者全体の課題として認識し、推進していく意思を有することが明確**であること（「DX認定」の取得、取締役会議等による決議により補足的に説明をすること）
2. **上記1.の戦略に基づいたDXに係る個別のプロジェクトとして位置づけられる取組**であり、**次の①～③の全てに該当するもの**であること
 - ① 次に掲げる**要件に該当するもの**であること
 - I. 新商品の開発及び生産又は新サービスの開発及び提供を行うもの（当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の売上高の額が、比較対象期間における全事業の売上高の額（連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額）の平均値の10%以上であることが必要）
 - II. 成長性の高い海外市場の獲得（当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の海外売上高比率が、基準値（比較対象期間における全事業の売上高の額（連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額）のうち、海外売上高の額の占める割合の平均値）と50%との平均値以上であることが必要。）
 - ② **クラウドシステム**（電子計算機、プログラム又はデータベース（データの集合物であって、特定の事業適応計画に係るデータを電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものをいう。）の集合体であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じてデータの処理又は保管等の役務を他者に提供し、又は提供することを可能とするよう構成されたものをいう。）**を活用して行うものであること**
 - ③ **既存の内部データと次に掲げるデータの全部又は一部とを連携し、有効に利活用するものであること**
 - I. 親会社等（親会社、子会社及び自社以外の当該親会社の子会社をいう。）以外の他の会社の有するデータ
 - II. 親会社等の有するデータ（漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるものに限る。）
 - III. 個人の有するデータ
 - IV. 認定事業適応事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータ
3. **上記2.の取組の実施に必要となる資産**であること（＝事業適応計画に定める取組の実施に必要なではない資産は対象外となる）

アジェンダ

1. 事業適応計画について

2. 支援措置について

2-1. 情報技術事業適応とDX投資促進税制について

2-2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応とCN投資促進税制・利子補給について

3. スケジュール等について

4. QA

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、**①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除又は50%の特別償却を新たに措置**※する。

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、前述のDX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要

【適用期限：令和5年度末まで】

①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入

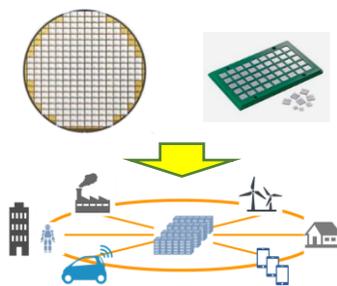
- エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備
- ※対象設備は、機械装置。

<措置内容>

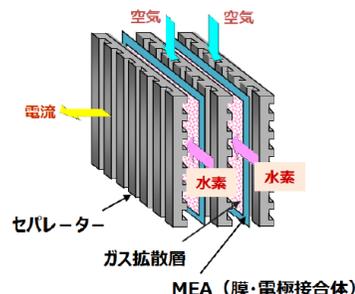
税額控除10%又は特別償却50%

<製品イメージ>

【化合物パワー半導体】



【燃料電池】



②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

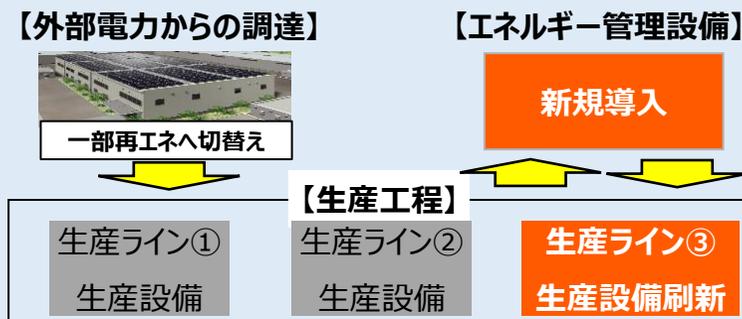
- 事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備（※）
- ※導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要
- ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50%

3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%

<計画イメージ>



対象

大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入

- 大きな脱炭素化効果を持つ製品（「需要開拓商品」と言います。）は、以下の商品です。
- 計画に記載された需要開拓商品を生産するための設備投資に対して税額控除10%又は特別償却50%の適用を受けることができます。

① 化合物パワー半導体

※ 電力の制御若しくは電気信号の整流を行う化合物半導体素子又は当該素子の製造に用いられる化合物半導体基板が対象です。

② EV又はPHEV向けリチウムイオン蓄電池

※ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を構成するリチウムイオン蓄電池が対象です。

③ 定置用リチウムイオン蓄電池

※ 定置用リチウムイオン蓄電池（7,300回の充放電後に定格容量の60%以上の放電容量を有するものに限る。）が対象です。

④ 燃料電池

※ 燃料電池（定格運転時における低位発熱量基準の発電効率が50%以上であるもの若しくは総合エネルギー効率が97%以上であるもの又は水素のみを燃料とするものに限る。）が対象です。

⑤ 洋上風力発電設備の主要専門部品

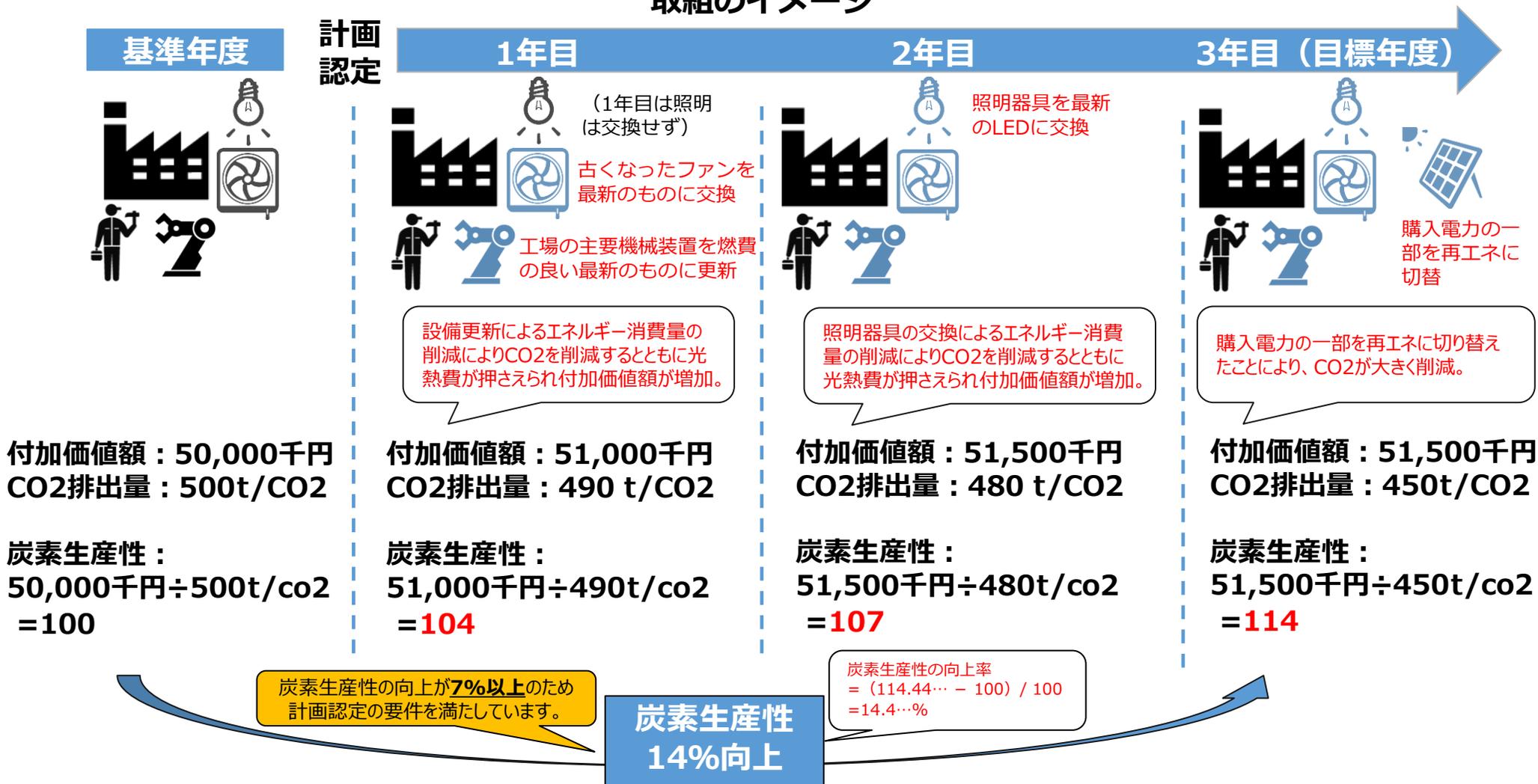
※ 洋上風力発電設備（一基あたりの定格出力が9MW以上であるものに限る。）を構成する商品のうち、次に掲げるものが対象です。

ナセル、発電機、増速機、軸受、タワー、基礎

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（計画の全体像）

- 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性を3年以内に7%以上向上させる計画を作成し、認定を受けます。

取組のイメージ



生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入（設備の効果）

- 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備（「生産工程効率化等設備」と言います。）の設備投資に対して、税額控除5%（炭素生産性を10%以上向上させる計画については10%）又は特別償却50%の適用を受けることができます。

基準年度

（設備の導入前）

※ 設備導入前：基準年度（事業適応計画の開始の直前の事業年度）



付加価値額：50,000千円
CO2排出量：500t/CO2

炭素生産性：
50,000千円 ÷ 500t/CO2
= 100

計画 認定

1年目

（設備の導入後）

※ 設備導入後：設備を導入する年度



ファンの交換による効果

付加価値額：50,100千円
CO2排出量：498t/CO2
炭素生産性：=100.602...

設備の導入前後の炭素生産性の向上率

向上率
= (100.602... - 100) / 100
= **0.602...**%

炭素生産性の向上が**1%未満**のため
このファンは、**税制対象外**です。

※ 小数点第1位切り捨てて評価

機械装置の更新による効果

付加価値額：50,900千円
CO2排出量：492t/CO2
炭素生産性：=103.455...

向上率
= (103.455... - 100) / 100
= **3.455...**%

炭素生産性の向上が**1%以上**のため
この機械装置は、**税制対象**です。

【参考】生産性の向上要件の数値算出について（再掲）

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※炭素生産性の比較方法

$$\frac{\text{目標年度の炭素生産性} - \text{基準年度の炭素生産性}}{\text{基準年度の炭素生産性}} \times 100$$

(注1) 目標年度：エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始後3年以内に設定した年度
基準年度：原則、エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の開始の直前の事業年度

(注2) エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画全体の炭素生産性を算定する単位の組合せは以下の①、②又は③です。また、設備の導入による効果（設備導入前後の炭素生産性の向上率）の算定単位は、①又は③で行います。
ただし、計画全体において事業所を単位として算定できるのは、年間のエネルギー使用量が3,000kl以上の事業所である場合又は申請者が中小企業者である場合に限りです。

- ①目標年度：事業所 基準年度：事業所
- ②目標年度：事業者全体 基準年度：事業者全体
- ③目標年度：事業所 基準年度：事業者全体（新設の事業所など、基準年度の炭素生産性の数値が存在しない場合）

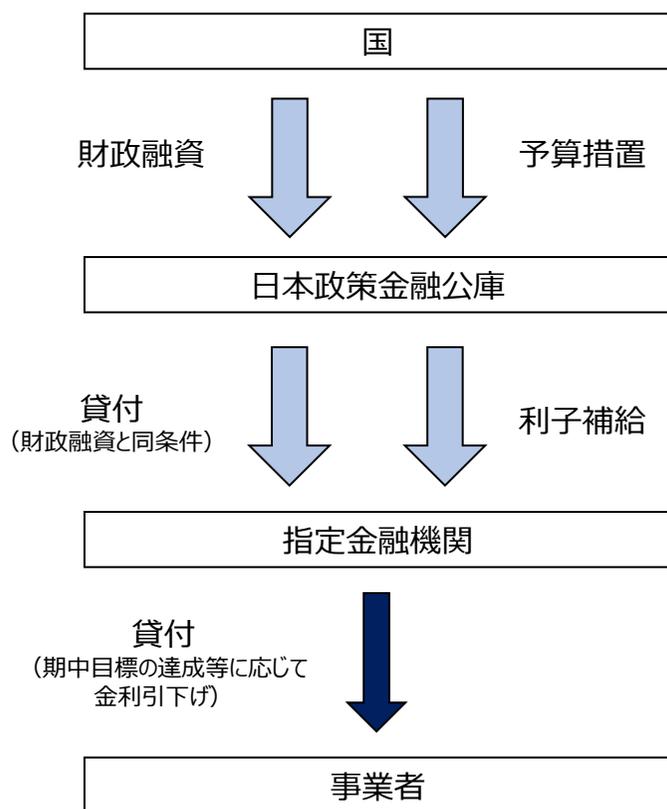
(注3) 炭素生産性やエネルギー起源二酸化炭素排出量の詳細は、以下のホームページに掲載している「生産工程効率化等設備に関する命令」や「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（CN税制）の申請方法・審査のポイント」をご確認ください。また、エネルギー起源二酸化炭素排出量の算出にあたっては、同じく以下のURLに掲載している「エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール」を活用いただくことも可能です。なお、省エネ法の定期報告における算出方法と同様ですので、同報告の対象事業者は既に計算している値をそのまま用いることが可能です。

経済産業省ホームページ：https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyotekio.html

カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援の概要

- 2050年のカーボンニュートラル実現に向けて着実なCO2削減のための取組（トランジション）を進める10年以上の計画を策定し、事業所管大臣の認定を受けた事業者を対象とした、ツーステップローン及び成果連動型利子補給制度を措置。

制度スキーム



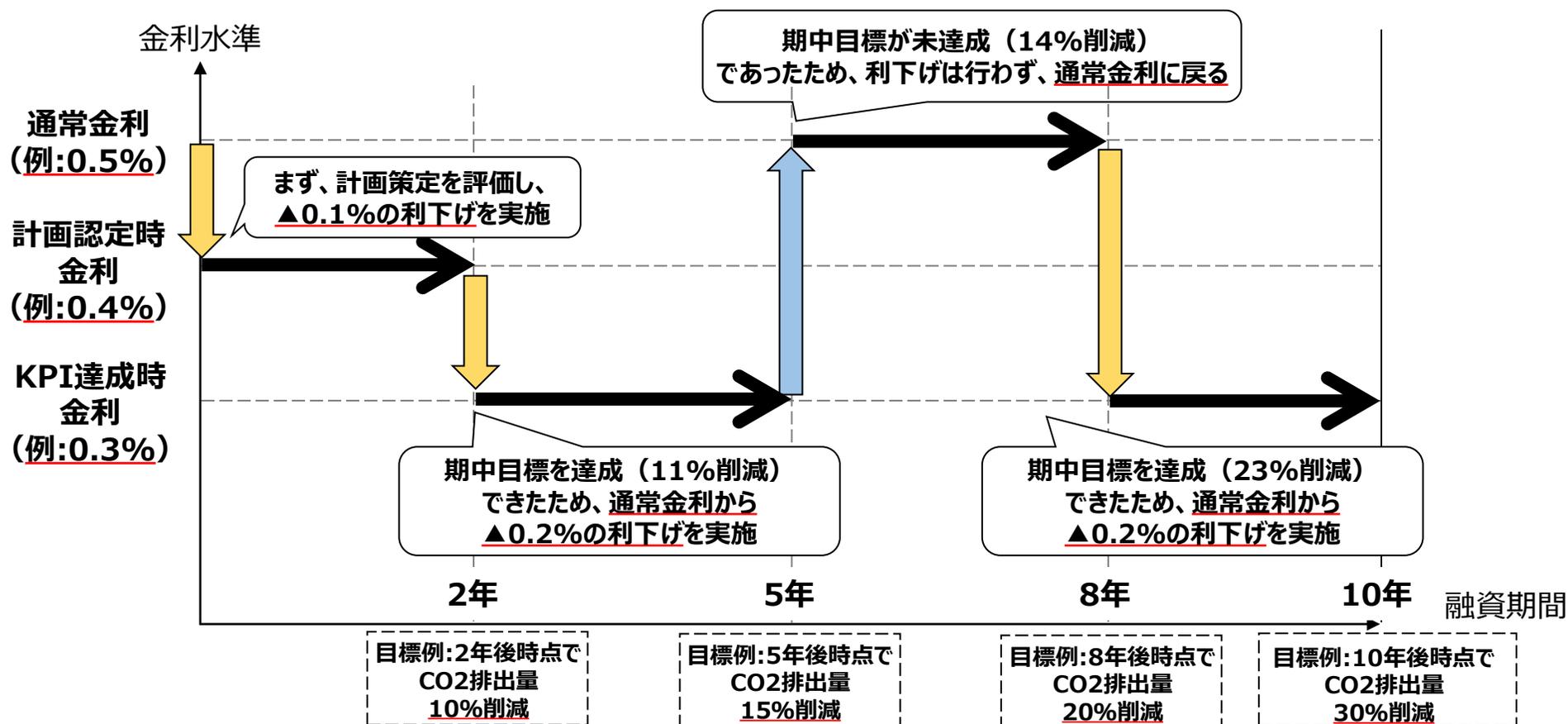
措置内容

	エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画	
	ツーステップローン	成果連動型利子補給制度
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> 5年以上 	<ul style="list-style-type: none"> 7年以上
金額規模	<ul style="list-style-type: none"> 50億円以上 	<ul style="list-style-type: none"> 下限なし 利子補給の対象となる融資規模は1社当たり500億円が上限
その他	<ul style="list-style-type: none"> 融資の判断は、指定金融機関による審査が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 融資の判断は、指定金融機関による審査が必要 利子補給は、予算の範囲内で行うものとする（今後3年間で総額1兆円規模の融資に対する利子補給を行う想定） 利子補給の支給期間は最大10年間

成果連動型利子補給制度の概要

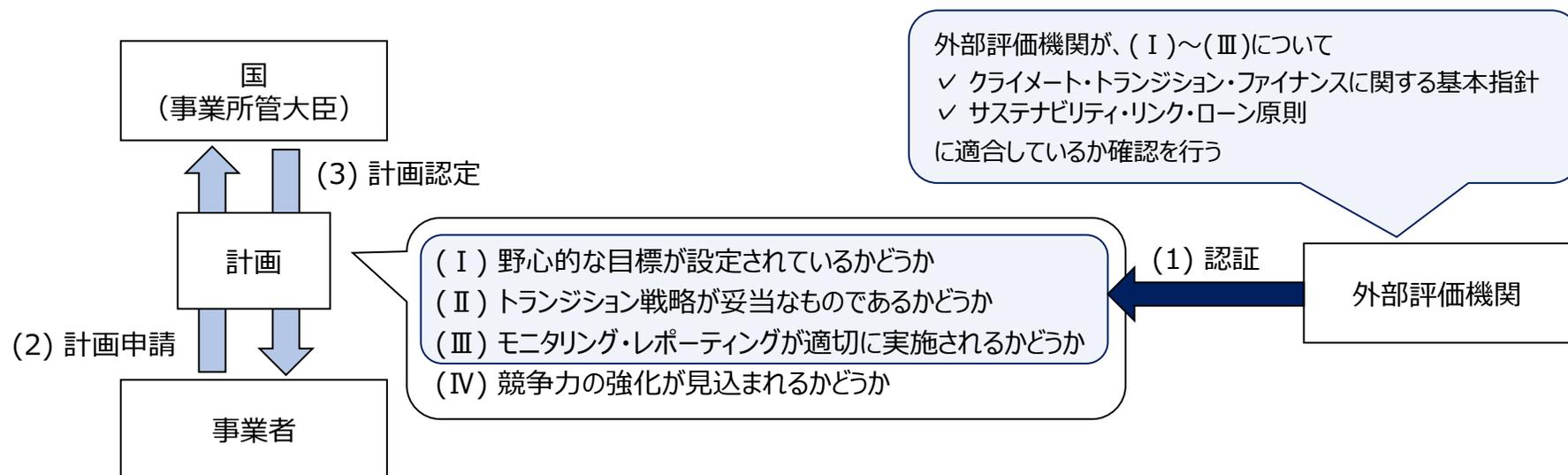
- 利子補給を受ける場合には、計画期間終了時に達成を目指す目標に加え、計画達成のマイルストーンとなる期中目標を、3回以上設けることを求める。
- 計画認定を受けた事業者に対して、0.1%幅の利下げを実施（最初の期中目標まで）。その上で、計画期間において、あらかじめマイルストーンとして定める期中目標を達成できた場合には、最大0.2%幅までの利下げを行う。

【イメージ図】



金融支援を受ける計画認定について

- 金融支援を受ける場合、計画は以下の要件を満たす必要がある。
 - (Ⅰ) 野心的な目標が設定されているかどうか
 - (Ⅱ) トランジション戦略が妥当なものであるかどうか
 - (Ⅲ) モニタリング・レポーティングが適切に実施されるかどうか (※Ⅲについては、ツーステップローンのみを受ける場合には満たす必要がない)
 - (Ⅳ) 競争力の強化が見込まれるかどうか
- 事業所管大臣が事業計画を認定する前提として、(Ⅰ)～(Ⅲ)に関しては、マーケットでの評価と連動する仕組みとするために、「**クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**」及び「**サステナビリティ・リンク・ローン原則**」に適合しているかについて、**外部評価機関による認証を求める。**
- 外部評価機関については、外部評価機関からの申請に基づき、これまでの実績や業務の実施体制、評価プロセスなどの観点から、**経産省が審査を行い、あらかじめ指定・公表する。**



【参考】金融支援を受ける計画認定の詳細要件

○事業適応の実施に関する指針（抄）

3 事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

二 認定事業適応事業者の満たすべき要件

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に係る認定事業適応事業者は、次のいずれも満たすこととする。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、二、リ及びヌの規定を満たす必要はない。

イ 環境への負荷の低減に関する長期的かつ野心的な目標（以下「長期目標」という。）を前提に、それを実現するための期末目標及び期中目標を設定すること。

ロ 長期目標、期末目標及び期中目標の設定方法を示すこと。

ハ 期末目標として、計画終了年度における目標を設定すること。

ニ 期中目標として、当該資金の貸付期間中において三つ以上の目標を設定すること。期中目標間の間隔は三年以内とし、最初の期中目標は当該貸付けの日から二年以内、最後の期中目標は貸付期間の終了日の前二年以内（貸付期間が十年以上の場合においては、貸付日から八年を経過した日から十年を経過した日までの間のいずれかの日）に設定することとする。

ホ 長期目標及び期末目標及び期中目標を実現するための戦略（以下単に「戦略」という。）を策定すること。

ヘ 戦略を実行するための投資計画を策定し、可能な範囲で透明性を確保すること。

ト 戦略の実効性を担保するための管理体制を構築すること。

チ 気候変動が自社の事業活動において重要となることを示すこと。

リ 一年に一回以上、期末目標及び期中目標に関する実施状況を、借入れを行う金融機関に対して提供すること。

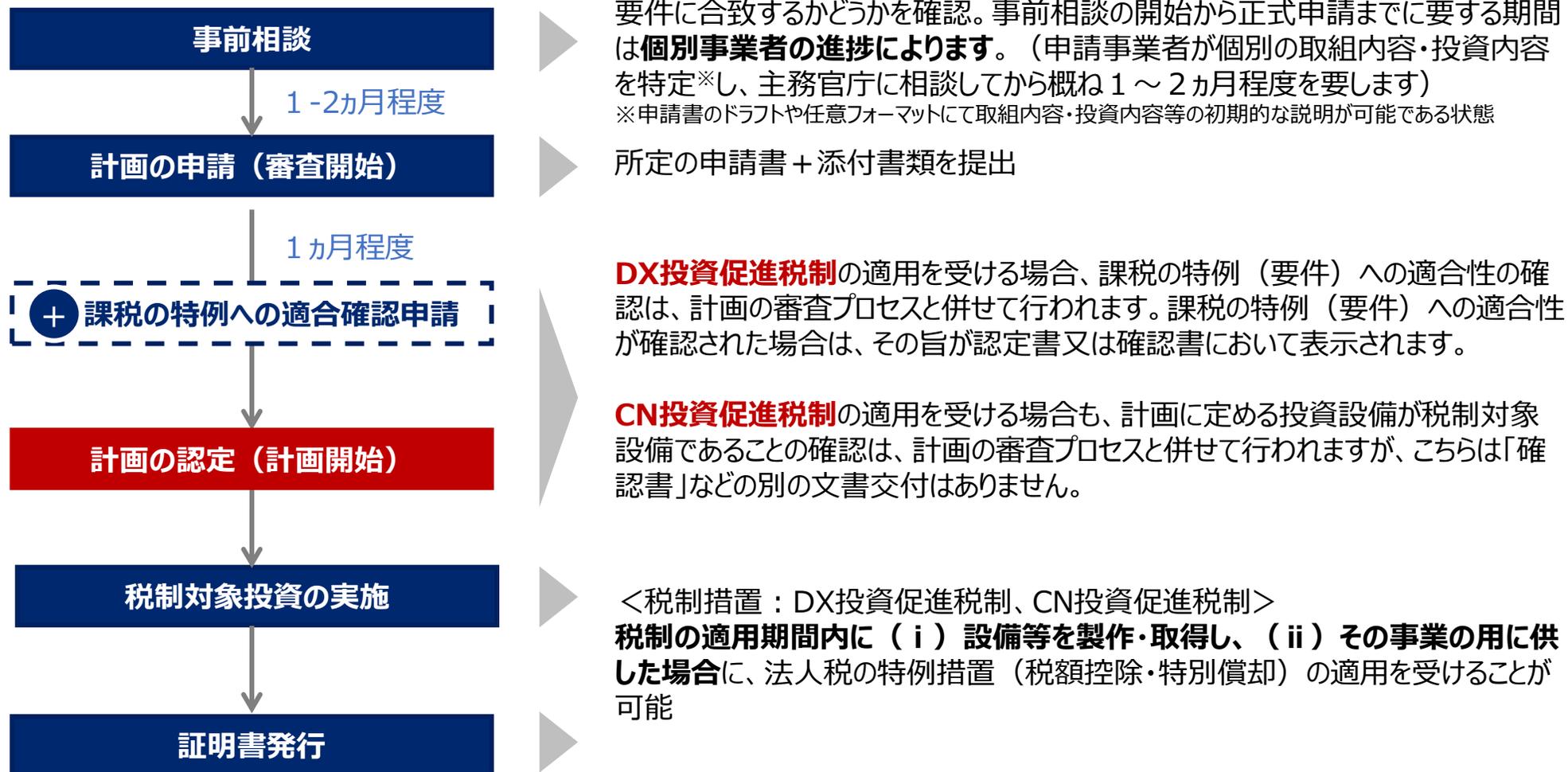
ヌ 原則として、期末目標及び期中目標の達成状況について第三者機関による評価を依頼し、一年に一回以上の検証を受けること。

アジェンダ

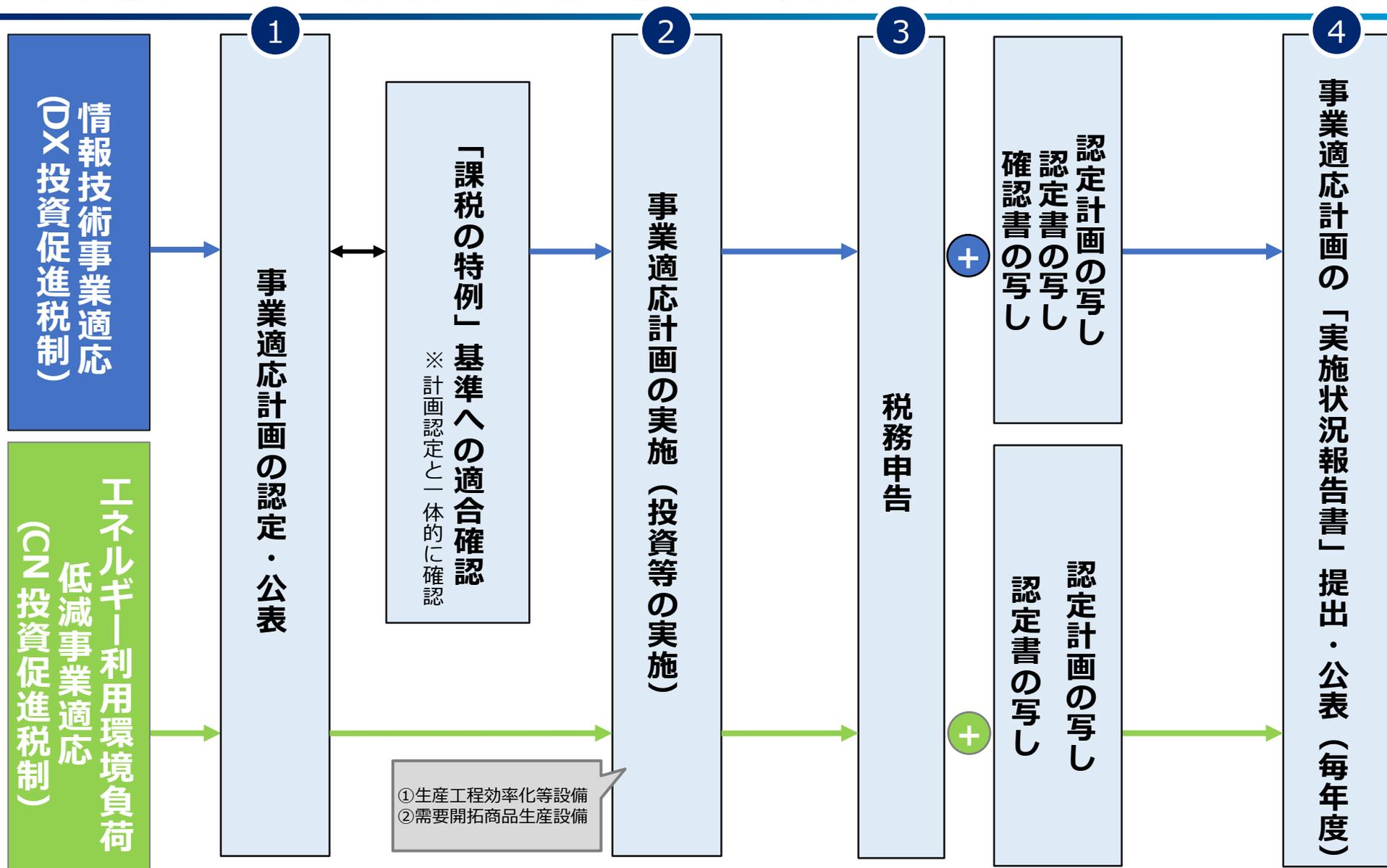
1. 事業適応計画について
2. 支援措置について
 - 2-1. 情報技術事業適応とDX投資促進税制について
 - 2-2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応とCN投資促進税制・利子補給について
- 3. スケジュール等について**
4. QA

申請手続のスケジュールイメージ

□ 計画の認定を希望する際、計画の認定(計画開始)を予定している時点から、約2~3カ月程度前に事業を所管している主務省庁への事前相談が必要



事業適応計画に関連する税制措置の適用を受ける際の手続フローイメージ



計画認定後の対応

認定を受けた計画は、各認定省庁のホームページ等で**原則ただちに公表**されます。公表される資料は申請書に記載された内容となりますが、事業者の事実上の機密に該当する部分については、公表対象外とすることが出来ますので、ご相談ください。

□ 計画の実施状況の報告

計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告いただきます。報告書の提出時期は原則、認定事業者の**事業年度終了後3ヶ月以内**となり、**毎年度公表**されます。(情報技術事業適応の場合、事業適応期間中に目標を達成した場合は、翌年度以降の報告は不要となります。)

なお、事業年度の途中であったとしても、計画の実施に影響する事実が生じた、又は生じるおそれがある場合には、ただちに認定省庁にご相談ください。

□ 計画の変更

実施中に計画を大きく変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。例えば、生産性向上の目標値の大幅な変更や、前向きな取組の内容の大幅な変更などが対象となります。計画変更の際の認定基準は、**当初の申請時と同じ基準が適用**され、また、**変更認定の後に公表**される点も同様です。計画変更の内容によっては、「課税の特例の基準」の適合確認を受ける必要もあります。

□ 計画の終了

計画の実施期間が終了すれば、その結果を報告いただきます。**実施状況の報告と同様に公表**されます。

計画認定の各省庁窓口

- 計画認定は、事業を所管している省庁が行いますので、計画の対象となる事業を所管している省庁にご相談ください。
- 担当省庁が不明な場合や産業競争力強化法の一般的な問合せは、経済産業省まで。
 - 制度全体窓口：産業創造課（直通）03-3501-1560
 - 情報技術事業適応関係窓口：情報技術利用促進課（直通）03-3501-2646
 - エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係窓口：環境政策課環境経済室（直通）03-3501-1770

省庁	主な担当業種	担当課室	電話番号
経済産業省	製造業、流通・小売業	経済産業政策局 産業創造課	03-3501-1560
金融庁	金融機関	総合政策局 総合政策課	03-3506-6000
警察庁	警備業	生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141
総務省	通信・放送業	情報流通行政局 地域通信振興課	03-5253-5857
財務省	たばこ事業、塩事業	理財局 総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111
	酒類業	国税庁 課税部 酒税課	03-3581-4161
厚生労働省	医薬品製造業	医政局 医薬産業振興・医療情報企画課	03-5253-1111
農林水産省	食品産業	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課 （DX、繰越欠損金の控除特例） 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室（カーボンニュートラル）	03-3502-8111
国土交通省	運輸業	総合政策局 交通政策課	03-5253-8111
	造船業	海事局 船舶産業課	
	建設業	不動産・建設経済局 建設市場整備課	
環境省	廃棄物処理業	再生循環局 廃棄物規制課	03-3581-3351
	フロン業	地球環境局 フロン対策室	

経済産業省所管業種の窓口について

- 経済産業省所管業種に該当する方で、**①DX投資促進税制、②カーボンニュートラル投資促進税制（生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入を行うものに限る。）**のいずれかの認定申請については、**申請者の資本金が100億円以下及び投資額が10億円以下の計画**に限り、地方経済産業局への申請も可能となっておりますので、最寄りの地方経済産業局までご相談下さい。

地方経済産業局	担当課室		担当	電話番号
北海道経済産業局	地域経済部	製造・情報産業課	D X	011-709-1784
	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	カーボンニュートラル	011-709-1753
東北経済産業局	地域経済部	製造産業・情報政策課	D X	022-221-4895
	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	カーボンニュートラル	022-221-4927
関東経済産業局	地域経済部	デジタル経済課	D X	048-600-0284
	資源エネルギー環境部	CN推進課	カーボンニュートラル	048-600-0356
中部経済産業局	地域経済部	次世代産業課情報政策室	D X	052-951-0570
	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	カーボンニュートラル	052-951-2792
近畿経済産業局	地域経済部	次世代産業・情報政策課	D X	06-6966-6008
	資源エネルギー環境部	新エネルギー推進室	カーボンニュートラル	06-6966-6055
中国経済産業局	地域経済部	地域経済課	D X	082-224-5684
	資源エネルギー環境部	CN推進・エネルギー広報室	カーボンニュートラル	082-224-5741
四国経済産業局	地域経済部	製造産業・情報政策課	D X	087-811-8520
	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	カーボンニュートラル	087-811-8532
九州経済産業局	地域経済部	情報政策課 デジタル経済室	D X	092-482-5552
	資源エネルギー環境部	CN推進・エネルギー広報室	カーボンニュートラル	092-482-5513
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	地域経済課	D X	098-866-1730
	経済産業部	エネルギー・燃料課	カーボンニュートラル	098-866-1759

アジェンダ

1. 事業適応計画について
2. 支援措置について
 - 2-1. 成長発展事業適応と繰越欠損金の課税の特例措置について
 - 2-2. 情報技術事業適応とDX投資促進税制について
 - 2-3. エネルギー利用環境負荷低減事業適応とCN投資促進税制・利子補給について
3. スケジュール等について

4. QA

Question (事業適応計画)

No	質問	No	質問
1. 事業適応計画の概要、認定手続関係		3. 事業適応の定量目標の基準	
1-1	事業適応計画とは何か。認定を受けたらどのようなメリットがあるか。	3-1	生産性の向上の基準とは何か。
1-2	事業適応計画の認定手続について教えて欲しい。	3-2	新需要の開拓基準とは何か。
1-3	中小企業や個人事業主でも認定を受けることは可能か。	3-3	数値目標の算定単位は何か。
1-4	グループ会社などと共同で申請し、認定を受けることは可能か。	3-4	共同申請する場合、決算期がズれているときはどうすればいいか。
1-5	申請先はどこか。	4. 財務内容の健全性の基準	
1-6	認定までの期間を教えて欲しい。	4-1	財務内容の健全性の基準とは何か。
1-7	投資内容などの競争情報が外部に漏れないか心配。	4-2	連結グループの数値でも算定可能か。
2. 計画期間		4-3	連結グループ外の者と共同申請する場合、それぞれ単体での数値が必要か。
2-1	事業適応計画の実施期間とは、いつからいつまでか。	4-4	貸借対照表や損益計算書について、決算時期との関係で、資料が暫定版になってしまう場合、暫定的な資料による申請が可能か。
2-2	計画期間の基準年度はいつになるか。	5. 前向きな取組	
2-3	認定を受けた後、計画期間を変更することはできるか。	5-1	前向きな取組とは何か。
		5-2	「新商品」等の新規性はどのように判断されるのか。

Question (事業適応計画)

No	質問	No	質問
6. 全社的取組			
6-1	全社的取組とは、どのような基準に基づき判断がされるのか。		
6-2	ホールディングス方式の場合、子会社が事業適応計画の申請者のときは、その子会社単位での意思決定で足りるのか、親会社の関与も必要なのか。		
6-3	全社的な意思決定や全社的な戦略の下で行う取組であっても、一事業部門が行うものである場合は、対象外か。		
6-4	全社決議の証跡について具体的にどのようなものが対象となるのか。		
7. 支援措置			
7-1	計画認定を受けたら、金融支援を受けることができるのか。		
7-2	計画認定を受けたら、DX投資促進税制の適用を受けることができるのか。		
7-3	計画認定を受けたら、CN投資促進税制の適用を受けることができるのか。		
7-4	金融支援を受ける計画に係る認証を行う指定外部評価機関は何か。		
8. その他			
8-1	どのような場合に申請先が地方経済産業局となるのか。		

QA（事業適応計画）

No	質問	回答
1. 事業適応計画の概要、認定手続関係		
1-1	事業適応計画とは何か。認定を受けたらどのようなメリットがあるか。	<p>「事業適応計画」は、経営トップ層の意思決定の下、事業環境の変化を踏まえたビジネスモデルの変革を行い、生産性の向上又は新需要の開拓を図る取組を記載するものです。その取組の事業分野を所管する業所管大臣による認定を受けることができ、認定を受けた取組に対する金融支援を受けることができます。</p> <p>また、時限措置として、事業適応の取組内容等に応じて、要件を満たした場合、デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制、カーボンニュートラル（CN）投資促進税制の適用を受けることもできます。</p> <p>認定後、事業適応計画は公表されます。計画の実施状況についても毎年度報告が必要であり、報告内容についても公表されます。なお、情報技術事業適応（特例基準）の場合、事業適応期間中に目標を達成した場合は、翌年度以降の報告は不要となります。</p>
1-2	事業適応計画の認定手続について教えて欲しい。	<p>事業者において事業適応計画を作成し、その計画に係る事業の分野を所管する官庁へ認定申請をする必要があります。実際の手続は、オンライン申請が可能で、一括して受け付けますので、あらかじめ所管大臣を特定する必要はありませんが、申請の際には、事業分野を特定する必要があります。</p>
1-3	中小企業や個人事業主でも認定を受けることは可能か。	<p>資本金、従業員数などの規模によらず、要件を満たせば認定を受けることは可能です。</p>
1-4	グループ会社などと共同で申請し、認定を受けることは可能か。	<p>複数事業者が共同で計画を申請することができます。この場合、生産性向上目標など、事業者毎に記載する必要がある事項もありますので、個別にご相談下さい。</p>
1-5	申請先はどこか。	<p>事業適応の取組内容の事業分野を所管する主務大臣宛になります。申請は、原則オンラインにて手続可能です。</p> <p>（オンライン申請はこちら） https://gbiz-id.go.jp/top/</p>

QA（事業適応計画）

No	質問	回答
1-6	認定までの期間を教えてください。	<p>事前相談から正式申請までの期間は個別案件の内容に応じて変動しますが、正式申請後、概ね1ヶ月程度で認定するか否かの判断がなされます。</p> <p>また、指定金融機関による金融支援を受ける計画の場合は、指定金融機関の審査に時間を要することもありますので、早めにご相談されることを推奨しております。</p>
1-7	投資内容などの競争情報が外部に漏れないか心配。	<p>国家公務員には守秘義務が課されています。また、審査・認定に関係のない職員は、秘密情報にアクセスできないよう管理しております。</p>

2. 計画期間

2-1	事業適応計画の実施期間とは、いつからいつまでか。	<p>原則5年以内としています。情報技術事業適応のうち、DX投資促進税制の適用に係る場合は10年以内、エネルギー環境負荷低減事業適応のうち資金の貸付けを希望する場合は、10年以上となります。</p> <p>開始時期は、認定日以降となりますので、既存の取組を計画に含めることはできません。実施期間内における生産性の向上等の要件の達成見込みを判定します。</p>
2-2	計画期間の基準年度はいつになるか。	<p>原則、基準年度は、申請時点における直近年度の確定決算となりますが、四半期の決算短信等最新のデータを用いることが実態に即しているなど特別の理由がある場合は、申請先の主務省庁にご相談下さい。なお、全ての数値指標の基準値が直近年度決算の数字を基礎としたものではなく、異なるものもありますので、不明な点は、個別に申請先の主務省庁にご相談下さい。</p>
2-3	認定を受けた後、計画期間を変更することはできるか。	<p>事業適応計画については当初の開始時期から原則5年以内、情報技術事業適応のうち、DX投資促進税制の適用に係る場合は10年以内、エネルギー環境負荷低減事業適応のうち資金の貸付けを希望する場合は10年以上であれば、事業適応計画の実施期間を変更することは可能です。ただし、この場合、改めて業所管大臣による変更の認定を受ける必要があります。</p>

QA（事業適応計画）

No	質問	回答
<h3>3. 事業適応の定量目標の基準</h3>		
3-1	生産性の向上の基準とは何か。	<p>申請時点における直近の確定決算を用いた数値を基準値として、計画の終了時期を含む決算年度における数値を目標値として、基準値から目標値の比較において、次のいずれかの基準を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①修正ROA 2%ポイント向上 ②有形固定資産回転率 5%向上 ③従業員 1 人当たり付加価値額 6%向上
3-1	生産性の向上の基準とは何か。（エネルギー利用環境負荷低減事業適応）	<p>目標年度（事業適応開始後 3 年以内に設定した年度）における炭素生産性の数値が、基準年度における炭素生産性の数値より 7%以上上回る必要があります。</p> <p>※税額控除10%の適用を受けようとする場合は、10%以上上回る必要があります。</p> <p>※炭素生産性：付加価値額／エネルギー起源CO₂排出量</p> <p>※付加価値額：営業利益＋人件費＋減価償却費</p> <p>なお、税制措置が適用できる設備は、計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を 1%以上向上させる設備（以下「生産工程効率化等設備」といいます。）です。</p>

QA（事業適応計画）

No	質問	回答
3. 事業適応の定量目標の基準		
3-2	新需要の開拓基準とは何か。（成長発展事業適応及び情報技術事業適応）	<p>事業適応に係る商品又は役務の売上高の伸び率（%）が、当該事業適応の開始前過去5事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率（%）の実績値を3%以上上回ることが求められます。</p> <p>情報技術事業適応のうち、DX投資促進税制の適用に係る場合は事業適応計画の実施期間中における当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の売上高の額が、比較対象期間における全事業の売上高の額（連結会社の場合は連結会社全体の売上高の額）の平均値の10%以上を目標として設定する必要があります。</p>
3-2	新需要の開拓基準とは何か。（エネルギー利用環境負荷低減事業適応）	<p>需要開拓商品について、国内の脱炭素化に資するように事業適応終了後に十分な販路が開拓されていることが必要です。計画に記載した需要開拓商品生産設備（大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備）を用いて生産する需要開拓商品が上記を満たすことについての詳細な説明を申請書に記載してください。</p>
3-3	数値目標の算定単位は何か。（成長発展事業適応及び情報技術事業適応）	<p>生産性の向上基準については、事業適応の取組単位ではなく、法人単位で算定します。</p> <p>情報技術事業適応のうち、DX投資促進税制の適用に係る場合の新需要の開拓基準については、当該事業適応計画の新商品・新サービスに係る一事業年度の売上高を基礎として算定します。</p>
3-3	数値目標の算定単位は何か。（エネルギー利用環境負荷低減事業適応）	<p>事業適応に関する計画全体における炭素生産性の数値目標は事業者全体又は事業所を単位として算定します。ただし、事業所を単位として算定する場合は、当該事業所のエネルギー使用量が事業適応の開始の初年度において3,000kl（原油換算）以上である場合又は当該事業所を有する事業者が中小企業者（中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）である場合に限ります。</p> <p>（参考：中小企業者の定義について） https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html</p>

QA（事業適応計画）

No	質問	回答
3-4	共同申請する場合、決算期がズれているときはどうすればいいか。	それぞれの直近の確定決算を用いる場合、いずれかの決算期に合わせて作成いただくなど、ケースバイケースになりますので、主務官庁へ個別にご相談下さい。
4. 財務内容の健全性の基準		
4-1	財務内容の健全性の基準とは何か。	申請事業者単位で、原則、次のいずれも基準を満たすことをいいます。 ①事業適応計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。 ②有利子負債倍率が10以下であること。（エネルギー環境負荷低減事業適応を除く。）
4-2	連結グループの数値でも算定可能か。	原則、申請事業者単位での判断となりますが、連結グループでの共同申請の場合など複数事業者の数値を用いることが妥当である場合には連結単位での判断を行う場合もあります。個別に主務官庁にご相談下さい。
4-3	連結グループ外の者と共同申請する場合、それぞれ単体での数値が必要か。	原則、申請事業者単位での判断となります。
4-4	貸借対照表や損益計算書について、決算時期との関係で、資料が暫定版になってしまう場合、暫定的な資料による申請が可能か。	両者とも確定版でしか認められておりません。 例えば、2023年4月に申請しようとしている場合に、直近3月期決算が確定しておらず、その確定が5月に見込まれる場合、申請資料は、すでに決算が確定している2021年度のものになります。

QA (事業適応計画)

No	質問	回答
5. 前向きな取組		
5-1	前向きな取組とは何か。 (成長発展事業適応)	<p>成長発展事業適応における前向きな取組とは、次の①及び②のいずれも満たすものです。</p> <p>① 次に掲げるいずれかの行為類型に該当すること。</p> <p>(a)新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の1%以上となることが見込まれるものであること</p> <p>(b)商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価より5%以上低減させることが見込まれるものであること 等</p> <p>(c)商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より5%以上低減させることが見込まれるものであること 等</p> <p>② 次に掲げるいずれかの投資を行うものであること。</p> <p>(a)研究開発投資、(b)固定資産投資(有形・無形)、(c)企業の合併、買収その他戦略的取組への出資、(d)人的投資、(e)構造改革投資</p>
5-1	前向きな取組とは何か。 (情報技術事業適応)	<p>情報技術事業適応における前向きな取組とは、次の①～③のいずれも満たすものです。</p> <p>① 次に掲げる要件に該当すること。なお、「DX投資促進税制」の適用を受けようとする者は、(★)の要件を満たすことにより、本要件に該当するものとみなされます。</p> <p>(a)新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の1%以上となることが見込まれるものであること</p> <p>(b)商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価より5%以上低減させることが見込まれるものであること 等</p> <p>(c)商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より5%以上低減させることが見込まれるものであること 等</p> <p>(★) 新商品の開発及び生産又は新サービスの開発及び提供を行うものであって、海外市場の獲得に取り組むもの(当該新商品・新サービスに係る一事業年度の海外売上高比率が、基準値(比較対象期間における全事業の売上高の額のうち、海外売上高の額の占める割合の平均値)と50%との平均値以上であることが必要。ただし、基準値が50%を超える場合は、50%以上であることが必要。)</p> <p>② クラウドシステム(電子計算機、プログラム又はデータベースの集合体であって、インターネットを通じたデータの処理又は保管等の役務を他者に提供し、又は提供することを可能とするよう構成されたもの)を活用して行うものであること。</p> <p>③ 上記①の取組(DX投資促進税制の適用を受けようとする者は、括弧内の取組)において、既存の内部データと次のデータの全部又は一部とを連携し、有効に利活用するものであること。</p> <p>(a)グループ内外の事業者・個人の有するデータ</p> <p>(b)申請事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータ</p>

QA（事業適応計画）

No	質問	回答
5-1	前向きな取組とは何か。（エネルギー利用環境負荷低減事業適応）	生産工程効率化等設備（No3-1参照）又は需要開拓商品生産設備（No3-2参照）の導入その他エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組を行うことにより、生産性の向上又は需要開拓商品の販路の開拓を図ることをいいます。また、これに加えて、認定事業適応事業者が当該事業適応計画に認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあつては、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に資する取組が、事業者の持続的な競争力の強化に寄与することをいいます。
5-2	「新商品」等の新規性はどのように判断されるのか。	申請事業者がこれまで行ってきていないものであれば、新規性が認められます。
6. 全社的取組		
6-1	全社的取組とは、どのような基準に基づき判断がされるのか。	事業適応計画を実施することについての取締役会における決議を示す文書など申請事業者における組織的な意思決定を証する書面を申請書に添付していただく必要があります。
6-2	ホールディングス方式の場合、子会社が事業適応計画の申請者のときは、その子会社単位での意思決定で足りるのか、親会社の関与も必要なのか。	子会社における組織的な意思決定で足りますが、親会社による意思決定に代えることも可能ですので、ご相談ください。
6-3	全社的な意思決定や全社的な戦略の下で行う取組であっても、一事業部門が行うものである場合は、対象外か。	「全社的な取組」とは、事業適応計画に係る前向きな取組について、申請事業者の経営層がコミットメントを行い、全社として取り組んでいただくことを求めるものですので、具体的な取組が段階的に行われることをもって、認定要件に該当しないと判断されるものではありません。
6-4	全社決議の証跡について具体的にどのようなものが対象となるのか。	取締役会資料や経営戦略会議議事録、社内稟議書等、具体的な取組を記載している決議文書などが対象となります。

QA（事業適応計画）

No	質問	回答
7. 支援措置		
7-1	計画認定を受けたら、金融支援を受けることができるのか。	指定金融機関の審査を受け、承認を受ける必要があります。
7-2	計画認定を受けたら、DX投資促進税制の適用を受けることができるのか。	事業適応計画の認定と併せて、課税の特例の要件に適合することの主務大臣の確認を受ける必要があります。確認を受けた認定事業適応計画に従って投資し、自身の事業の用に供した年度において税制措置の適用を受けることが可能です。具体的な申告手続については、所轄の税務署までご確認ください。
7-3	計画認定を受けたら、CN投資促進税制の適用を受けることができるのか。	認定事業適応計画に従って、「生産工程効率化等設備（No3-1参照）」又は「需要開拓商品生産設備（No3-2参照）」への投資を行い、自身の事業の用に供した年度において税制措置の適用を受けることが可能です。具体的な申告手続については、所轄の税務署まで御確認ください。
7-4	金融支援を受ける計画に係る認証を行う指定外部評価機関は何か。	年に一度公募を行い、指定する外部評価機関を経済産業省のHPにおいて公表する予定です。
8. その他		
8-1	どのような場合に申請先が地方経済産業局となるのか。	<p>経済産業大臣が所管する事業分野に係る事業適応計画であって、「DX投資促進税制」又は「生産工程効率化等設備の導入を伴うCN投資促進税制」の適用を受けようとするものに限り、申請事業者の資本金が100億円以下、かつ、投資額が10億円以下の場合、地方経済産業局でのお手続が可能です。</p> <p>経済産業大臣の所管外の事業分野の申請に当たっては、当該事業分野を所管する主務官庁までご相談ください。</p>

End of Document
